

平成 27 年

# 第 5 回美濃市議会定例会会議録

平成 27 年 12 月 1 日 開会

平成 27 年 12 月 21 日 閉会

美 濃 市 議 会

# 平成27年第5回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月1日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	5
所管事務調査結果の報告	5
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案の上程	8
議案の説明	
議第61号・議第69号・議第71号・議第73号（総務部長 堀部 勉君）	8
議第62号・議第66号・議第72号・議第75号 （民生部長（福祉事務所長）古田和彦君）	12
休憩	14
再開	14
議第63号・議第64号・議第65号・議第68号・議第70号（建設部長 辻 隆男君）	14
議第67号（美濃病院事務局長兼管理課長 柴田徳美君）	16
議第74号（産業振興部長 林 信一君）	17
議案の上程	17
議案の説明	
議第76号（市長 武藤鉄弘君）	17
休憩	18
再開	18
質疑	18
委員会付託省略（議第76号）	18
討論	18
議案の採決	18
休会期間の決定	18
散会の宣告	19

会議録署名議員	20
第 2 号 (12月10日)	
議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
職務のため出席した事務局職員	22
開議の宣告	23
会議録署名議員の指名	23
議第61号から議第75号までと市政に対する一般質問	23
1 梅村栄一議員	23
1. 「のり愛くん」の運行について	23
① 一昨年10月から本格運行されて2年となる乗り合わせタクシーの利用状況について、計画策定時の輸送予測と現在の輸送実績の関係はどのようなか。	
② これまでに、どれほどの運行計画の見直しが行われたのか。また、利用者アンケート等の実施のほか、利用者の声を聞く場を設けて今後の見直しに反映する考えや、停留所を新設及び移設する場合の手順と基準は何か。	
2. 「高速名古屋線」等について	24
① 「高速名古屋線」の平均利用者数及び美濃市内からの平均利用者数はどれほどか。	
② 「高速美濃名古屋線」の運行本数の増加を運行事業者に積極的に働きかけていくことが必要ではないか。	
2 豊澤正信議員	27
1. 誘致したホームセンターの建設について	27
① ホームセンター建設の進捗状況はどうか。	
3 梅村辰郎議員	28
1. 一般県道上野関線の改良工事について	28
① 一般県道上野関線の矢野地内から御手洗間の（仮称）新大矢田半道トンネルを含めた改良工事の進捗状況はどのようなか。	
4 佐藤好夫議員	29
1. 国土交通省が計画する一級河川長良川流域の治水対策について	29
① 長良川流域の治水対策はどのようなか。	
5 庄司義廣議員	31
1. 美濃和紙活性化のための取り組みについて	31

① 美濃和紙の需要拡大とブランド力の向上を図る取り組みは、どのようか。	
休憩 .....	34
再開 .....	34
6 岡部忠敏議員 .....	34
1. 災害廃棄物処理計画について .....	34
① 美濃市災害廃棄物処理計画は策定されているか。	
② 美濃市での災害廃棄物（水害と地震）の発生推量は、どれくらいになるのか。	
③ 仮置き場が不足した場合、追加される場所はどこになるのか。	
④ 大災害に備えた災害廃棄物への対応力の向上にむけて、今後、どのように取 組んでゆくのか。	
7 古田秀文議員 .....	36
1. 美濃市内の小中学校のいじめについて .....	37
① 市内の小中学校の最近のいじめはどのような状況であるか。	
② いじめの早期発見のためにどのような取り組みをしているか。	
③ いじめを発見した時は、どのような対応をしているのか。	
④ いじめを未然に防止するためにどのような取り組みをしているのか。	
2. 重要伝統的建造物群保存地区の防災計画について .....	40
① 防災計画はどのようになっているか。	
3. 観光交流事業の推進について .....	42
① 美濃市における無料公衆無線LANの整備環境はどうか。	
② 無料公衆無線LANの今後の整備計画はどうか。	
③ 美濃和紙体験型観光や憩いの場として山田家ギャラリーの活用はどうか。	
休憩 .....	46
再開 .....	46
8 辻 文男議員 .....	46
1. （仮称）市民わくわくふれあいセンターについて .....	46
① 平成26年11月に「（仮称）市民わくわくふれあいセンターを考える会」から提 言書を戴いているが、それ以降、現在までの進捗状況はどのようか。	
② 本年10月に「（仮称）市民わくわくふれあいセンター整備推進委員会」を立 ち上げ、建物の構想図を作成されると伺っているが、考える会から提出され た提言書をどこまで尊重するのか。	
③ 建物構想の作成にあたって、施設の内容、建設費用、立地場所、条件など基 本要件の決定からスタートするものと考えられるが、最重要と位置づける要 件をどのように考えているのか。	
④ 建設費用について「市民わくわくふれあい施設整備基金」は、平成26年度末 残高として4億5,229万円あるが、財源措置をどのように考えているのか。	

⑤ 「(仮称)市民わくわくふれあいセンター」の建設用地をどの程度必要と考 えているのか。	
⑥ 市は、立地適所として旧美濃病院跡地(現在は、吉川土地区画整理事業区域 内)を考えていると伺っているが、ここに建設することになれば、施設本体 における土工事の負担を軽減するためにも、基本整地は区画整理事業の施工 範囲として行うべきと考えるが、いかがか。	
休憩	56
再開	56
9 古田 豊議員	56
1. 災害発生に備えての対応について	56
① 避難勧告等を的確に出すための発令基準はどのようなか。また、鬼怒川の堤防 決壊により見直しをするのか。	
② 美濃インター前周辺地区に同報無線を設置できないか。	
③ 生櫛地区の長良川の道塚堤防を補強するべきではないか。	
2. 市道松森・小野線について	61
① 近隣市町からの交流人口を増やすため、市道松森・小野線の拡幅を区画整理 事業とからめて実現する必要があるのではないか。	
10 永田知子議員	63
1. 市民による「健幸な美濃(まち)づくり」について	63
① これ迄の長寿・健康促進事業、縁側コミュニティー事業でみえてきたことは 何か。	
② 課題解決に向けての施策はどのようなか。	
③ 認知症予防に対する施策はどのようなか。	
④ 市民主体となって「健康づくり」に取り組んでいる実態はどのようなか。	
委員会付託(議第61号から議第75号まで)	70
休会期間の決定	70
散会の宣告	70
会議録署名議員	71

### 第 3 号 (12月21日)

議事日程	73
本日の会議に付した事件	73
出席議員	73
欠席議員	73
説明のため出席した者	74
職務のため出席した事務局職員	74

開議の宣告	75
会議録署名議員の指名	75
議案の上程	75
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君	75
民生教育常任委員会委員長 庄司義廣君	76
委員長報告に対する質疑	77
討論	77
議案の採決	77
議案の上程	79
議案の説明	
市議第7号（13番 佐藤好夫君）	79
休憩	80
再開	80
質疑	80
委員会付託省略（市議第7号）	80
討論	81
議案の採決	81
閉会の宣告	81
市長挨拶	81
会議録署名議員	83
総務産業建設常任委員会審査報告書	84
民生教育常任委員会審査報告書	84

美濃市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成27年12月1日に第5回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成27年11月24日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

- 1、平成27年度美濃市一般会計補正予算（第4号）
- 1、平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成27年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）
- 1、平成27年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 1、移住定住・交流促進住宅の設置及び管理に関する条例について
- 1、美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 1、美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 1、岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 1、人権擁護委員候補者の推薦について

平成27年12月1日

平成27年第5回美濃市議会定例会会議録（第1号）



## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年12月 1 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第61号 平成27年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 議第62号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第63号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第64号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議第65号 平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第66号 平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 議第67号 平成27年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第10 議第68号 平成27年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第11 議第69号 美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 第12 議第70号 移住定住・交流促進住宅の設置及び管理に関する条例について
- 第13 議第71号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第14 議第72号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第73号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第74号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第75号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 第18 議第76号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第18までの各事件

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

## 説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	市原英樹君
教育長	樋口宜直君	総務部長	堀部勉君
民生部長 (福祉事務所長)	古田和彦君	産業振興部長	林信一君
建設部長	辻隆男君	会計管理者兼 会計課長	島田利克君
教育次長	古田俊彦君	美濃病院事務局長 兼管理課長	柴田徳美君
建設部参事兼 土木課長	須田剛史君	参事兼秘書課長	市原俊美君
総務課長	澤村浩君		

---

## 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野一彦	議会事務局 次長	武井誠
議会事務局主査 兼議事調査係長	加藤広安		

○議長（太田照彦君） 皆さん、改めておはようございます。

本日は、平成27年第5回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

### 市長挨拶

○議長（太田照彦君） 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） おはようございます。

本日は、平成27年第5回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

早いもので、今年も残すところあと1か月足らずとなりました。議員各位におかれましては、日ごろから美濃市民の福祉の向上に御尽力をいただき、まことにありがとうございます。

昨年の本美濃紙ユネスコ無形文化遺産登録から、早いもので1年が経過をいたしました。11月27日には1周年を記念いたしまして、美濃和紙の日の記念イベントを開催いたしましたところ、議員各位を初め、地元の方々、武義高校の生徒の皆様など多くの方々の御参加をいただき、盛大に開催することができました。これも感謝を申し上げたいと思います。

さて、この1年を振り返りますと、1月には市制施行60周年の記念イベントの締めくくりといたしまして、市民による創作音楽劇「紙すきのうた」の上演が行われ、本美濃紙ユネスコ無形文化遺産登録に花を添えていただきました。

3月議会においては、美濃和紙文化の振興と産業発展を図るため、11月27日を美濃和紙の日とする条例制定のほか、美濃市では3人目となる前市長 石川道政氏の名誉市民選定に当たり御同意をいただき、5月には名誉市民の称号をお送りすることができました。

4月には、新たな教育委員会制度による新教育長の選任、統一地方選挙による市議会議員選挙が行われたところでございます。

5月には、恒例のツアー・オブ・ジャパン美濃ステージのほか、プレミアム商品券の発行、花フェスタ岐阜2015においては、美濃市の日として、あかりアート作品の展示、美濃流し仁輪加、ちぎり絵ワークショップなどを実施してまいりました。

7月には待望であります、市民の健康を守るということで、美濃病院の健診棟の増築工事に着工いたしました。

8月には、東京で日本橋におきまして、ユネスコ無形文化遺産登録認定書の伝達式の開催にあわせまして、記念シンポジウム並びに登録3紙によるそれぞれの保存会によります手すき和紙技術の実演を行い、広く国内外に情報発信をしてまいりました。

10月には、皇太子殿下が第39回全国育樹祭への御出席にあわせ、美濃市に御訪問いただきました。うだつの上がる町並み、美濃和紙あかりアート館などを御視察されるとともに、本美濃紙の紙すきの実演をごらんいただきました。その後、森林文化アカデミーも御視察をい

いただきました。

また最近では、曾代用水が歴史的価値のある農業用水として、世界かんがい施設遺産に登録されたところであります。

また11月には、県と市の連携によります美濃和紙千年プロジェクトに加えまして、地方創生の一貫として、美濃和紙文化の海外発信事業、美濃和紙展 i n ロンドン・パリを開催することができました。

また、第39回美濃市産業祭におきましては、市内の多くの製造業の皆様に出展いただくとともに健康フェアも同時開催し、多くの皆様に体験をしていただくことができました。

12月には、「清流長良川の鮎」をテーマとした長良川システムとして、世界農業遺産の認定が待ち望まれるところであります。

私も知事に同行し、沿線自治体、漁業・農業関係者とともにイタリア、ローマにある国際連合食料農業機関で開催される委員会に出席をする予定でございます。議員の皆様には御理解くださいますようお願いを申し上げたいと思います。

これ以外にも、多くの市民の皆様のお力、御協力により数多くの行事が行われました。改めて市民力、文化力の高さを痛感し、敬意を表するところでございます。

ことしの最大の行政のテーマといたしましては、地方創生への取り組みであります。「しごと」をつくり、「ひと」をふやし、それらを好循環させることにより「まち」を活性化させる、これが目標であります。4月から10月にかけて、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議及び地方創生特別委員会を通じ、多くの市民の皆様のお意見をいただき、最大の地域資源である市民力と美濃和紙を核として、人口減少と地域経済の縮小の克服に向け、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略を10月末に策定いたしました。あわせて、美濃市第5次総合計画を見直し、後期基本計画を策定いたしました。

これらの計画と戦略を、確実に着実に実行することにより、笑顔あふれる元気な美濃市づくり、住み続けられる地域づくりに向け、全力を挙げて進めてまいりたいと思っております。

ここに改めまして、議員の皆様並びに市民の皆様のご格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の定例会に審議をお願いしております案件は、補正予算が8件、条例制定が2件、条例改正が4件、人事案件が1件、その他1件の合計16件でございます。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長から御説明を申し上げますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

---

### 開会・開議の宣告

○議長（太田照彦君） ただいまから平成27年第5回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

---

### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（太田照彦君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また市長から、報第19号、報第20号及び報第21号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分がありましたので、御承知をお願いいたします。

---

### 所管事務調査結果の報告

○議長（太田照彦君） 次に、所管事務調査結果の報告を行います。

これについて、各常任委員会における調査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○総務産業建設常任委員会委員長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月14日水曜日から10月16日金曜日の3日間、山口県萩市、島根県邑南町、島根県雲南市を視察いたしました。

初めに、萩市では、萩まちじゅう博物館の取り組みについて視察いたしました。

萩市には、たくさんの文化財を初め、「まちじゅう」に豊かな文化や歴史、自然があり、まさに屋根のない広い博物館でありました。萩に住む人々がそうした宝を守り育てながら、誇りを持って次世代に伝えていこうというまちづくりの取り組みを行っていました。美濃市にも古い町並みがあります。今後のまちづくりをする上で大変参考になりました。

次に、島根県邑南町では日本一の子育て村と起業支援センターの取り組みについてを視察いたしました。

最初に、日本一の子育て村の取り組みについてであります。

子供への支援、子育て家庭への支援に重点を置き、町民・地域・行政が一体となって地域で子育てをキーワードに事業を展開し、子供たちを安心して産み育てる環境の整備のほか、子育ての経済的負担・移住、定住支援・就労支援など総合的に手厚い取り組みを行っていました。美濃市の人口増対策や地域の活性化を図るための施策を作成する上で大変参考になりました。

次に、起業支援センターの取り組みについてであります。

人材育成事業では、まちづくりコーディネーターによるビジネスモデルを創出する手法や起業に必要な知識の講座の開設を行い、起業に関する支援では、補助金、相談窓口、起業に関する情報収集を行い、情報提供では、起業希望者に情報発信のほか、東京サテライトオフィスと連携して、起業家の誘致を目的とする相談会を開催するなど手厚い支援をしてまいりました。今後、邑南町で起業される方がふえることと思います。こうした邑南町の起業家支援の取り組みは、経済効果や新たな雇用の創出などにつなげる施策として大変参考になりました。

た。

次に、島根県雲南市では、地域自主組織の取り組みと雲南ブランド化プロジェクトの取り組みについて視察いたしました。

最初に、地域自主組織の取り組みについてであります。

地域住民が、みずから地域の課題解決に乗り出し、市民と行政が垂直的關係から水平的關係への転換を行っていました。これは、これまでの行政の統治的な關係からパートナーとしての対等的關係へと移行し、協働としての役割を担い、事業計画の段階から協議に加わり、ともにまちづくりを行っていくものであります。

さらに、これまで行政がやってきた仕事を地域で行っていく、いわゆる小規模多機能自治への取り組みを行っていました。こうした地域組織のあり方に驚嘆するばかりでありました。

しかも、こうした動きは全国的に広がり始め、現在、全国で187の自治体、団体及び個人が活動を展開しておりました。小規模多機能自治推進ネットワーク会議と題して、共通の課題を全国のブロックの単位で協議しているそうであります。美濃市におきましても、今後こうした会議に参加し、これまでにない地方自治の取り組みを勉強することが重要であると感じました。

次に、雲南ブランド化プロジェクトの取り組みでは、雲南の美しい日本の原風景、豊かな自然、神話に彩られた史跡や文化・歴史、その他特産品を雲南ブランド化へと発展させ、広く情報発信していく取り組みを行っていました。

このような取り組みをもとに、定住人口の確保を目的とする住みたいプロジェクト、地域経済の活性化、雇用の創造・確保を目的とする産業振興プロジェクト、交流人口の拡大を目的とする交流人口拡大プロジェクトの事業への取り組みに進展させて行っていました。美濃市におきましても、美濃和紙ブランドの取り組みを行っており、共通点も多く大変参考になりました。

以上で報告を終わります。

なお視察の資料につきましては、事務局にまとめてありますので、御参照いただきますようお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 次に、民生教育常任委員会委員長 庄司義廣君。

○民生教育常任委員会委員長（庄司義廣君） どうも皆さん、おはようございます。

それでは、民生教育常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月21日水曜日から10月23日金曜日の3日間、新潟県魚沼市、加茂市、見附市を視察いたしました。

新潟県魚沼市では、地域医療連携の取り組みについてを視察いたしました。

新潟県の発表した医療再編方針により、魚沼市にあった県立病院が撤退することがわかったため、行政だけでなく地域住民や医療関係者も危機感を抱き、自主的に検討を始めました。こうして検討を重ねた結果、ことし6月には、病院は県立から市立へと移管することとなりました。

同時に、地域医療魚沼学校という組織を立ち上げましたが、これは住民の医療の知識を深めることが効率のよい医療体制を整える第一歩であるとして、医療関係者が山奥の集会所まで医療保険の仕組みを教えに出向いたり、地域指導者を育てる手助けをしたりとさまざまなプログラムによりお互いに勉強し合う場であります。

例えば、介護支援関係者の使う専門用語は、医療関係者に全く通じないし、またその逆も当然通じないという現状であるため、お互いの専門用語を学び合って理解を深め、地域の医療をみんなで支えていく取り組みであるとか、あるいはまた、住民向けに生活習慣病や認知症予防、禁煙教育などを座談会の形式や小・中学校で開いて住民の知識向上に役立てる取り組みなどを行っておられます。美濃市の地域医療の政策を進める上で、こうした取り組みは大変参考になりました。

次に、新潟県加茂市では、日本一の福祉のまちづくりの取り組みについて視察いたしました。

加茂市でも、高齢化率は32%以上、19歳以下は15%と、少子・高齢化が顕著であり、そのため市長の公約でもある福祉の充実が特に進められています。

特に、市直営の特別養護老人ホーム3カ所、デイサービスセンター3カ所、ホームヘルパー70人、訪問看護ステーション1カ所、介護・看護支援センター1カ所など、施設面が充実しています。費用が無料になっているものでは、例えばヘルパーの派遣、訪問看護、訪問リハビリ、高齢者のインフルエンザ予防接種などがあります。

助成制度では、例えば人工透析患者の通院には、交通費をガソリン代相当で助成、不妊治療では、年10万円まで助成、骨髄移植ドナー支援では、通院・入院とも休業補償の意味で1日2万円を助成しておられます。子供の医療助成は、中学校卒業までは通院も入院も無料、高校卒業までは入院無料であります。美濃市と同様でした。

職員の体制では、市の福祉事務所と介護・看護支援センターは、多くの職員が兼務しています。ただし、職務のスキルを維持するために、市の方針として職員の人事異動はほとんどないとのことでしたので、これには少し驚きました。美濃市の福祉政策を進める上で大変参考になりました。

次に、新潟県見附市では、スマートウエルネス「健幸」のまちづくりの取り組みについて、視察いたしました。

見附市でも少子・高齢化が進み、10年前の高齢化率は23%を超える現状にあったことから、将来の社会保障の増大や市民の健康維持に懸念がありました。

市民の意識調査では、運動の意思がない、あるいは運動の意思はあるが運動できていない市民が6割以上あったことから、ふだんの生活をしていても、自然と必要な運動量が満たされるまちをつくっていく必要があると考えました。

そのため、歩いて暮らせるまちづくりを目指して、歩いてしまう、知らず知らずに歩かされてしまう環境づくりを進めることとなりました。これを健やかで幸せに暮らせるまち、すなわち「健幸」のまちづくり、スマートウエルネスとして推進しておられます。

例えば、車どめの設置による歩行者の優先道路、中心市街地と地区を結ぶデマンドタクシーなどの公共交通、都市機能の集約によるコンパクトなまちづくり、照り返しの少ない道路舗装、周辺集落の高齢者世帯に市街地の住宅への住みかえを誘導して補助するなど、さまざまな施策を展開しておられます。美濃市のまちづくりを進める上で大変参考になりました。

以上で報告を終わります。

なお、視察の資料につきましては、事務局にまとめてありますので御参照願いたいと思います。

---

○議長（太田照彦君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田照彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 梅村栄一君、4番 永田知子君の両君を指名いたします。

---

### 第2 会期の決定

○議長（太田照彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月21日までの21日間としたいと思いを。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は、本日から12月21日までの21日間と決定いたしました。

---

### 第3 議第61号から第17 議第75号まで（提案説明）

○議長（太田照彦君） 日程第3、議第61号から日程第17、議第75号までの15案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第61号、議第69号、議第71号、議第73号の4案件について、総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 皆様、おはようございます。

それでは、議第61号 平成27年度美濃市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の整理のほか、各種事業の推進に当たり、当面する課題に対応するため、所要の補正をお願いするものです。

赤スタンプ1の議案集2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,456万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を91億770万2,000円にするものです。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、3ページからの「第1表 歳



入歳出予算補正」のとおりです。

第2条は、債務負担行為の追加で、「第2表 債務負担行為補正」のとおりです。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、6ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正は、広報みの発行事業、火葬場施設管理業務委託、中心市街地活性化総合支援事業補助経費、スクールバス運行管理業務委託、給食調理等業務委託につきまして追加するもので、それぞれ期間、限度額を定めております。

次に8ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

1款 議会費は、27万9,000円を減額し、1億3,912万6,000円にするものです。これは人件費の減額であり、財源は一般財源です。

2款 総務費は、2,750万4,000円を減額して11億1,871万5,000円にするものです。これは、人件費の調整と住民基本台帳ネットワーク関係経費、選挙管理委員会事務経費等の増額で、財源は国県支出金76万4,000円の増額と一般財源2,826万8,000円の減額です。

3款 民生費は、6,166万9,000円を追加して27億9,608万1,000円にするものです。これは、人件費の調整と福祉医療助成事業、自立支援医療助成事業、訓練等給付事業、施設型給付経費、障害児童通所支援事業等の増額と国民健康保険特別会計繰出金等の減額です。財源は、国県支出金5,083万3,000円、保育所入所児童負担金等のその他財源344万2,000円、一般財源739万4,000円の増額です。

4款 衛生費は、960万2,000円を追加して8億6,562万5,000円とするものです。これは、人件費の調整と衛生センター補修等の増額で、財源は全て一般財源です。

6款 農林水産業費は、150万1,000円を追加して3億1,061万円にするものです。これは、人件費の調整と農地中間管理事業、有害鳥獣捕獲奨励事業の増額と農業集落排水事業特別会計繰出金の減額で、財源は国県支出金396万5,000円の増額と一般財源246万4,000円の減額です。

7款 商工費は、227万3,000円を増額して4億3,286万9,000円とするものです。これは、人件費の調整と中心市街地活性化総合支援事業補助経費、和紙の里の体験関係経費等の増額で財源は全て一般財源です。

8款 土木費は、1,342万7,000円を追加して13億236万円とするものです。これは、人件費の調整と市道維持修繕事業、県営道路改良事業負担事業、住宅修繕事業等の増額で、財源は全て一般財源です。

9款 消防費は、370万円を追加して4億1,251万2,000円とするものです。これは、人件費、消防団員退職報償経費、防災無線維持管理経費の増額で、消防団員等の公務災害補償等共済金のその他財源89万7,000円と一般財源280万3,000円の増額です。

10款 教育費は、1,017万5,000円を追加して9億6,265万4,000円とするものです。これは、人件費の調整と各小・中学校施設改修経費、幼稚園就園奨励経費、民俗文化財記録保存事業、

県指定・市指定文化財修理等補助経費等の増額で、財源は国県支出金147万3,000円、一般財源870万2,000円の増額です。

以上、今回の補正総額は7,456万4,000円で、財源は国県支出金5,703万5,000円、その他財源433万9,000円、一般財源は1,319万円の増額となります。一般財源は繰越金です。

9ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。以上で議第61号の説明を終わります。

続きまして、議第69号 美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下番号法）に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。

それでは、御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集99ページから103ページまでですが、議案説明資料で説明いたしますので、赤スタンプ2の1ページをごらんください。

条例内容につきまして、1つ目は、番号法の個人番号を利用する場合の独自利用事務の規定です。これは、福祉医療費と不妊治療の費用助成に関する事務等を定めるものです。

2つ目は、同一機関内で法定事務を行う際に特定個人情報の授受を行える規定です。これは、美濃市役所におきましては、美濃市役所内の税務課の保有する地方税の関係情報を、健康福祉課、市民生活課で行う事務で利用できるように規定するものです。

3つ目は、同一地方公共団体の他機関、美濃市でありますと美濃市教育委員会への特定個人情報の提供についての規定です。

施行期日は、平成28年1月1日です。

続きまして、議第71号の美濃市税条例等の一部を改正する条例について、地方税法の改正、番号法の制定及び独立行政法人労働者健康福祉機構法の改正に伴い、所要の改正をお願いするものです。

赤スタンプ1の議案集106ページから122ページまでですが、議案説明資料で説明いたしますので、赤スタンプ2の5ページの、条例新旧対照表の新しい下線部分をごらんください。

なお、文言整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

5ページの第8条から9ページの第12条までは、地方税の猶予制度の見直しで、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保するために、納税者の申請に基づき換価、差し押さえ等の猶予制度を設けるものです。

猶予する期間内において、その猶予する金額を分納して納めていただき、その金額が100万を超え、猶予期間が3カ月を超える場合には、担保に提供する財産目録等の書類の提出が必要となります。提出されました書類が不備な場合は、訂正、追加による再提出期間を20日間とし、期限を超えた場合は申請を取り消されたものとされます。

続いて、10ページの第27条、市民税の申告、11ページの第51条、市民税の減免、11ページ、

12ページの第55条、固定資産税の非課税の規定の適用申告、12ページの第57条の2、家屋の区分所有者による評価の補正の方法の申し出、13ページの第57条の3、共有土地の固定資産税額の案分の申し出、14ページの第70条の2、固定資産税の減免、第73条、住宅用地の申告、15ページに移りまして、第73条の2、被災住宅用地の申告、第89条、軽自動車税の減免、16ページに行きまして、16ページの第89条の2、身体障害者に対する軽自動車税の減免、17ページに移りまして、17ページの第138条の3、特別土地保有税の減免、第146条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告、19ページに移りまして、19ページの第8条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、これらは番号法による改正で、申告書、申請書に個人番号、法人番号の記載を規定するものです。

続きまして21ページをお開きください。

21ページの第14条の2、市たばこ税の税率の特例を削除し、旧3級品のたばこ、エコー、わかば等の6銘柄が、経過措置を講じた上で税率の特例が段階的に廃止されます。

施行期日は平成28年1月1日です。ただし、猶予制度の見直し、旧3級品のたばこの地方税の見直し、独立行政法人の見直しに伴う改正については、平成28年4月1日からとなります。

続きまして、議第73号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、共済年金等が厚生年金に一元化されたことに伴い、所要の改正をお願いするものです。

赤スタンプ1の議案集124ページから131ページまでですが、議案説明資料で説明いたしますので、赤スタンプ2の26ページの条例新旧対照表の新しい下線部分をごらんください。

なお、文言の整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正により条項番号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

第5条第1項から第3項までは、年金たる損害補償の額について、他の法令による給付と調整する規定です。

26ページから28ページまでの第5条第1項は、厚生年金保険法による障害厚生年金及び国民年金法による障害基礎年金など両方の給付を受ける場合の調整です。

28ページから31ページまでの第2項は、厚生年金保険法による障害厚生年金または国民年金法による障害基礎年金などをそれぞれ単独で給付を受ける場合の調整です。

32ページから35ページまでの第3項は、旧船員保険法、旧厚生年金保険法、旧国民年金法等による障害年金などを受ける場合の調整についてそれぞれ規定されています。

改正点は、追加費用対象期間にある者の共済年金を厚生年金と同様に扱えるよう調整を要する場合の年金に障害共済年金及び遺族共済年金が追記され、障害厚生年金と障害共済年金と合わせて障害厚生年金等とし、遺族厚生年金と遺族共済年金と合わせて遺族厚生年金等とされます。特殊公務災害の場合の調整率が追加されております。

36ページの第5条の第5項は、休業補償の額について調整する規定です。厚生年金保険法または国民年金法による給付を受ける場合の支給額については、第1項、第2項に基づくた

め調整率の一表が追加されました。

施行期日は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用されます。

以上で議第61号、議第69号、議第71号、議第73号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（太田照彦君） 次に、議第62号、議第66号、議第72号、議第75号の4案件について、民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） おはようございます。

初めに、議第62号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

赤スタンプ1、議案集の34ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万1,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ30億5,390万5,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で「第2表 債務負担行為」によるものでございます。37ページをお開きください。

債務負担行為の補正につきましては、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を追加するもので、その期間及び限度額を定めております。

次に、補正の内容について御説明いたしますので、38ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の表により、歳入もあわせて説明をいたします。

歳出の1款 総務費は、補正前の額から人件費等1,043万2,000円を減額するもので、財源内訳はその他財源で一般会計繰入金の減額でございます。

2款 保険給付費は、補正前の額に4,761万1,000円を追加するもので、財源内訳は保険税2,291万1,000円と国県支出金3,764万6,000円の増額、その他財源で一般会計繰入金1,294万6,000円の減額でございます。

3款 後期高齢者支援金等は、決算見込みにより5,357万2,000円を減額するもので、財源内訳は保険税3,474万9,000円の減額、国県支出金1,882万3,000円の減額でございます。

11款 諸支出金は1,511万2,000円を増額するもので、平成25年度の交付金等の精算に伴う国庫等への返還金でございます。財源は、保険税100万円と一般会計繰入金1,411万2,000円でございます。

39ページ以降の説明は省略させていただいて、議第62号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第66号 平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

議案集の70ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ20億2,908万6,000円とするものでございます。

72ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明をさせていた

だきます。

歳出の1款 総務費は8万2,000円を増額するもので、住居手当等の人件費の増額をお願いするものでございます。財源内訳は全額その他財源で、一般会計からの繰入金でございます。

73ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第66号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第72号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の123ページ、赤スタンプ2番の議案説明資料の23ページをお開きください。

議第72号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の減免を受けようとする者が申請書の記載事項を定める規定に個人番号を加える改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、句点、読点につきましては、「。」「、」で表現をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

国民健康保険税条例第25条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改めるものです。

なお、根拠法令等につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

附則は、この条例の施行日を平成28年1月1日からと定めるものでございます。

以上で議第72号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

次に、議第75号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について、御説明をいたします。

議案集の133ページと、赤スタンプ2番の議案説明資料の40ページと41ページ以降の規約の新旧対照表をお開きください。

協議の内容につきましては、美濃加茂市が岐阜地域児童発達支援センター組合を脱退することに伴い、字句の改正を行うもので、地方自治法286条の2第2項の規定に基づき、本組合構成地方公共団体の議会の議決をお願いするものでございます。

変更の内容につきましては、前の議案第72号と同様、読点は「、」で表現をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

第2条中「、美濃加茂市」を削り、次に「同笠松町」を「羽島郡笠松町」に改め、第5条第1項中「23人」を「21人」に、「美濃加茂市2人」を削り、同条第2項第2号中「、美濃加茂市」を削る。

第6条では「、その職」を「その職」に、「、2か年」を「2か年」に改め、第7条第2項中「、岐阜市会計管理者」を「岐阜市会計管理者」に改め、第8条第2項中「監査委員は、管理者が」を「管理者は、監査委員について」に改めるものでございます。

附則では、この条例の施行期日を平成28年4月1日からと定めるものでございます。

以上で議第75号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（太田照彦君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第63号、議第64号、議第65号、議第68号、議第70号の5案件について、建設部長辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 皆さん、おはようございます。

初めに、議第63号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の46ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします内容は、職員給与費等の調整による増額と維持管理経費の増額を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ80万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を1億2,238万8,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

48ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 簡易水道費は、補正前の額に80万3,000円を追加し、補正後の額を6,201万とするものであり、補正額の財源内訳は、使用手数料78万2,000円を追加し、平成26年度からの繰越金2万1,000円を増額するものでございます。

第2款 公債費は、財源内訳の変更で使用手数料78万2,000円を減額し、一般会計繰入金78万2,000円を追加するものでございます。

なお、49ページ以降の説明は省略させていただきます。

これで議第63号の説明を終わります。

続きまして、議第64号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案集の54ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします内容は、職員給与費等の調整による減額でございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ323万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を2億3,093万4,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1

表「歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

56ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額から323万8,000円を減額し、補正後の額を1億724万7,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金327万6,000円を減額し、平成26年度からの繰越金3万8,000円を追加するものでございます。

なお、57ページ以降の説明は省略させていただきます、議第64号の説明を終わります。

続きまして、議第65号 平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案集の62ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、職員給与費等の調整による減額でございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ113万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を10億1,875万円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

64ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は、補正前の額から113万9,000円を減額し、補正後の額を3,436万9,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、下水道使用料121万1,000円を減額し、平成26年度からの繰越金7万2,000円を追加するものでございます。

なお、65ページ以降の説明は省略させていただきます、議第65号の説明を終わります。

続きまして、議第68号 平成27年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案集の88ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、職員給与費等の調整による増額でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正をするものでございます。

支出の第1款 水道事業費用は既決予定額に26万5,000円を増額して、補正後の額を2億7,678万9,000円とするものでございます。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額に26万5,000円を追加し、補正後の額を2,447万4,000円とするものでございます。

なお、89ページ以降の説明は省略させていただきます、議第68号の説明を終わります。

続きまして、議第70号 移住定住・交流促進住宅の設置及び管理に関する条例についての

概要について御説明申し上げます。

議案集の104ページ及び赤スタンプ2の議案説明資料2ページをお開きください。

この条例の制定趣旨につきまして御説明いたします。

平成25年11月に、蕨生地内にある築90年の古民家を地域の活性化に役立てる目的で市が寄附を受け、その古民家を移住定住・交流事業の拠点として運用するため、新たに条例を定めるものであります。現在、国の補助を受け、住宅の改修を進めているところでございます。

今回制定します条例の内容でございますが、第1条では、この建物が移住定住・交流事業を総合的に行う拠点として使用することを目的として定めております。

第2条では、名称を旧古田家住宅、位置を美濃市蕨生2078番地と定め、第3条で、本住宅の良好な管理と効率的な運用を定めております。

第4条では、第1条の目的を達成するため(1)から(6)までの事業を行うことを定めており、第5条で、施行に関し必要な事項は別に定めるものとしております。

条例の施行日は、平成28年1月4日と定めております。

以上で、議第70号 移住定住・交流促進住宅の設置及び管理に関する条例について説明を終わらせていただきます。御審議をよろしく願いいたします。

○議長（太田照彦君） 次に、議第67号について、美濃病院事務局長 柴田徳美君。

○美濃病院事務局長兼管理課長（柴田徳美君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第67号 平成27年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1 議案集の76ページをお開きください。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めました収益的支出の予定額を補正するものでございます。

支出の第1款 病院事業費用の既決予定額に2,305万9,000円を追加し、補正後の額を25億1,744万8,000円とするものでございます。

この内容は、第1項 医業費用では、職員の異動などによりまして、給与費を1,858万4,000円、経費では、経営安定化プラン推進のための業務改善委託料として350万円、訪問看護ステーション費では、人件費で50万9,000円をそれぞれ増額。

また、第2項 医業外費用では、資本的支出の建設改良費の増額によります消費税相当額を雑支出に計上する費用といたしまして、46万6,000円増額するものでございます。

77ページの第3条は、予算第4条に定めました資本的支出の予定額を補正するもので、支出の第1款 資本的支出の既決予定額に2,532万7,000円を追加し、補正後の額を22億2,878万1,000円とするものでございます。

この内容は、第1項 建設改良費の病院整備費で、手術室で使用しておりますエックス線テレビシステム故障によりまして更新する必要があるため、医療機器購入費を628万6,000円増額、また病院建設費のうち、増築に伴い必要となります電話交換機拡張装置の購入のため、



備品購入費で1,904万1,000円増額するものでございます。

第4条は、予算第8条に定めております職員給与費に変更が生じることから、既決予定額に1,909万3,000円を追加し、13億2,926万8,000円とするものでございます。

78ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第67号の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（太田照彦君） 次に、議第74号について、産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第74号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集132ページをお開きください。またあわせて赤スタンプ2、議案説明資料の38ページを御参照いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、中小企業信用保険法の一部改正により中小企業者の対象に特定非営利活動法人（NPO法人）が加わることになりましたが、同時に改正されました国の小口零細企業保証制度要綱においては、NPO法人は利用対象とされておりません。よって、小口零細企業保証制度に準じて融資を行う美濃市小口融資制度において所要な改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、美濃市小口融資条例で規定する小口融資の申込人の資格のうち、中小企業信用保険法第2条第3項を引用する部分を改正し、同項第7号に定める小規模NPO法人については小口融資の対象外とするものであります。

なお、附則では、施行期日を公布の日と定めております。

以上で議第74号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（太田照彦君） 以上で15案件の説明は終わりました。

---

## 第18 議第76号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（太田照彦君） 次に、日程第18、議第76号についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第76号について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第76号 人権擁護委員候補者の推薦について提案の理由を御説明申し上げます。

議案集の134ページ、最後のページをごらんください。

5期15年の長きにわたりお務めいただいております西部晋司さんの任期が、平成28年3月31日をもって満了となりますので、秋山成美さんを人権擁護委員の候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

秋山成美さんは、住所が美濃市1824番地、年齢は昭和27年12月16日生まれ、62歳でござい

ます。現在は吉川町来昌寺の住職でございます。

秋山さんは、広く社会の実情に精通され、市民の信望も厚く、人権擁護委員として最も適任の方と存じますので、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（太田照彦君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

---

再開 午前11時37分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第76号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第76号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから12月9日までの8日間休会したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから12月9日までの8日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑につきましては12

月3日の正午までに事務局へ御提出をください。

---

#### 散会の宣告

○議長（太田照彦君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月10日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午前11時39分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月 1 日

美濃市議会議長                      太   田   照   彦

署 名 議 員                      梅   村   栄   一

署 名 議 員                      永   田   知   子

平成27年12月10日

平成27年第5回美濃市議会定例会会議録（第2号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成27年12月10日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第61号 平成27年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 3 議第62号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議第63号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第64号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第65号 平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議第66号 平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第67号 平成27年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議第68号 平成27年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第10 議第69号 美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 第11 議第70号 移住定住・交流促進住宅の設置及び管理に関する条例について
- 第12 議第71号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第13 議第72号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第73号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第74号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第75号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 第17 市政に対する一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第17までの各事件

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者

市 長 武 藤 鉄 弘 君 副 市 長 市 原 英 樹 君

教 育 長	樋 口 宣 直 君	総 務 部 長	堀 部 勉 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	古 田 和 彦 君	産 業 振 興 部 長	林 信 一 君
建 設 部 長	辻 隆 男 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	島 田 利 克 君
教 育 次 長	古 田 俊 彦 君	美 濃 病 院 事 務 局 長 兼 管 理 課 長	柴 田 德 美 君
参 事 兼 土 木 課 長	須 田 剛 史 君	参 事 兼 秘 書 課 長	市 原 俊 美 君
総 務 課 長	澤 村 浩 君	総 合 政 策 課 長	河 村 泰 宏 君
市 民 生 活 課 長	西 部 生 男 君	健 康 福 祉 課 長	篠 田 博 史 君
産 業 課 長	成 瀬 孝 子 君	美 濃 和 紙 推 進 課 長	辻 幸 子 君
都 市 整 備 課 長	野 田 勉 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	中 島 玲 子 君
教 育 委 員 会 人 づ くり 文 化 課 長	北 村 道 弘 君		

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平 野 一 彦	議 会 事 務 局 次 長	武 井 誠
議会事務局主査兼 議事調査係長	加 藤 広 安		

## 開議の宣告

○議長（太田照彦君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（太田照彦君） 本質の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田照彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 古田秀文君、6番 岡部忠敏君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第61号から第16 議第75号までと第17 市政に対する一般質問

○議長（太田照彦君） 日程第2、議第61号から日程第16、議第75号までの15案件を一括して議題といたします。

日程第17、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） 皆様、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は、発言通告書に従い一般質問を一括にて行います。乗り合わせタクシーのり愛くん及び高速バスの高速名古屋線等について、総務部長にお尋ねいたします。

まず1つ目は、乗り合わせタクシーのり愛くんにつきましてお尋ねします。

最近、他の自治体議会による美濃市への行政視察に関して、のり愛くん事業が最も多いと伺っておりますし、来年度には美濃病院も外来棟の増築や健診棟の新設等により、美濃病院への外来者の増加も予想され、ますます乗り合わせタクシーの利用度も高まることが期待されるようです。

また、私が住む大矢田地区では、民生委員さんを中心に、福祉、自治会関係者の皆さんなどのお世話により、地域内の世代間交流と地域の活性化や健康増進を目的として、一昨年秋から毎月2カ所ほどの地区集会場を巡回する100円喫茶店「なごみカフェ」が運営されております。参加者の多くは高齢者や子育て中のお母さん、乳幼児の皆さんで、いつも30名を超える皆さんでにぎわっております。

私もできる限りそこに参加して、皆さんとお話などをさせていただきながら、日常生活の悩みや市政に対する御意見・御要望等を伺っているところですが、市政要望で一番多いのが



乗り合わせタクシーのり愛くんについてのさまざまな御意見・御要望です。

そこで、1点目の質問となりますが、一昨年10月から本格運行されて2年となります乗り合わせタクシーの利用状況について、計画策定時の輸送予測と現在の輸送実績の関係はどのようなになっているのかについてお尋ねします。

次に、2点目ですが、のり愛くんの利用者は、車を運転できないため、通院や買い物に利用したいお年寄りの皆さんがほとんどですが、利用者の皆さんからは停留所まで歩くのが大変との声が多く聞かれ、停留所の増設や移設の要望が一番多く聞かれます。その次に、通院等の必要から運行時間帯の見直し要望、また予約電話が通じにくいなどの声が聞かれますが、本格運行時からこれまで、どれほどの運行計画の見直しが行われたのか。また、このような市民から期待される事業こそ、いわゆるPDCAサイクルによる逐次の課題検証や事業改善が必要と考えますが、今後の見直しに関して、のり愛くんの利用者アンケート等の実施のほか、直接利用者の声を聞く機会を設け、それを運行計画の見直しに反映していくことについてどのように考えておられるのか。なお、利用者側に要望の多い停留所の新設及び移設等を地域が市にお願いする場合の具体的な手順はどのように行えばよいのか。また、市当局で新設、移設を認める際の判断のポイントは何かについてお尋ねいたします。

続きまして、2つ目として、高速バス高速名古屋線等についてお尋ねします。

まず、1点目ですが、現在、美濃市から名古屋市への公共交通機関を利用したアクセスとしては、長良川鉄道を利用して美濃太田駅から多治見あるいは鶯沼、岐阜などを經由して行く方法、そして高速八幡線で高速美濃バス停から高速バスに乗り、岐阜駅を經由して名古屋に向かう方法のほか、現在、一番利用されているのが高速バス高速名古屋線を利用して名古屋に行く方法です。

そこで、高速バス高速名古屋線をよく利用されている方からお聞きしたところでは、次のような理由を挙げておられます。他の公共交通機関と比較して、1. 直通なので安心して乗車ができる。2. 座席に座ったまま行ける。3. 運賃が一番安い。4. 美濃市からは、平日始発が5時44分、名鉄バスセンターでの最終出発時刻が美濃市駅行きについては21時45分と比較的遅くまである。5. 美濃市内へは毎日、土日・祝日も含めて往復9本が運行されているなどです。

なお、利用目的としては、休日等にあつては、買い物、観劇、スポーツ観戦等を挙げておられますが、名古屋への通勤・通学にも多く利用されているものと考えられます。また、増加する訪日外国人旅行者や他地域からの日本人観光客の美濃市への貴重なアクセスとしての役割は重要となっております。

そこで、高速名古屋線全体での平均利用者数及び美濃市内からの平均利用者数はどれほどなのか、お尋ねします。

次に、2点目ですが、高速名古屋線で名古屋まで行こうとする利用者は、昨年4月から運用が開始されました関シティターミナルから利用されるのが多い傾向にありますし、美濃市内からも相当な人数が当該バス停を利用されております。

利用者からその理由をお聞きしたところ、1. 美濃市駅から乗車すると、関シテイターミナルまでの乗車時間が39分間と長く、名古屋駅までトータルで最長2時間以上かかるが、同シテイターミナルからだ最短69分で行くことができる。2. ターミナル内駐車場が1日中駐車しても200円と、美濃からシテイターミナルまでの高速バス運賃の差額で利用できる。3. 同シテイターミナルからの運行本数は平日14往復、休日16往復と利用しやすい。4. 名鉄バスセンターでの最終出発時刻が22時20分と遅くまであるなどの理由が聞かれました。

そこで、これからの定住促進と人口増対策、そして他地域との交流拡大を念頭に置けば、交通アクセスについての利便性の向上は最も重要な施策の一つであると考えますが、美濃市内から名古屋に行く場合のアクセスの向上と利用促進を考えますと、現在、中濃庁舎前から真つすぐに美濃インターチェンジに入り、そのまま名鉄バスセンターまで1日1往復が運行されております高速美濃名古屋線の本数の増加が期待されます。その場合、オークワ西側の市の管理されておりますパーク・アンド・ライド駐車場も利用可能ですし、何よりも高速名古屋線と同額の運賃で中濃庁舎から名鉄バスセンターまでの乗車時間が57分と迅速にアクセスできることが魅力であると考えます。

これらの点を考慮して、高速美濃名古屋線の運行本数の増加を運行事業者に積極的に働きかけていくことが必要ではないかと考えますが、市としてのお考えはどのようなかお尋ねして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、梅村議員の質問についてお答えします。

1点目、のり愛くんの運行について、計画策定時の運送予想と現在の運送実績の関係はどのようなかについてでございますが、乗り合わせタクシーのり愛くんは、平成24年11月から試験運行、平成25年10月から本格運行を開始したものです。

当初の輸送予想につきましては、美濃市公共交通会議にて検討しました美濃市乗り合わせタクシー運行計画において推測したもので、1日の利用者数を平日147人、休日32人を目安としています。実績としましては、試験運行期間中の平均利用者は平日136人、休日63人ありますが、試験運行期間の最終月の平成25年9月には平日161人、休日77人となり、予想を超える結果となりました。この試験運行の結果、以前のコミュニティバスに比べ利用者が増加していることから本格運行を開始したところであります。

今年度の4月から10月までの平均利用実績は平日172人、休日85人であり、計画時の予想に比べて、平日は約17%、休日は約164%増といずれも高い実績となっており、市民の移動手段として定着していると考えております。

続きまして、のり愛くん運行についての今後の見直しについてでございますが、のり愛くんの基本的な運営方針は、美濃市公共交通会議で決定した美濃市乗り合わせタクシー運行計画に基づいて実施してまいりましたが、この間、数々の見直しを行っております。試験運行期間中は、車両の増加、運行区域の増加、予約受け付け電話の回線数の増加などを行い、本格

運行開始からは停留所の新設や移設、車両の改良、運行車両増加時間帯の変更、サポートステーションの増設を行い、利用者の満足度の向上を図ってきたところであります。

これらの見直しについては、住民説明会、地元自治会からの意見、利用者のアンケート、利用時間や予約状況などの分析を参考に行ってまいりました。今後もアンケートなどにより直接利用者の声を聞くことや、自治会長を通じて要望書をいただき、美濃市公共交通会議に諮り、検討し、より利用者のニーズに応えるように努めます。

なお、停留所の設置場所検討の際につきましては、利用者の利便性の向上に取り組んでまいりますが、公的な施設内かどうかや、車両が停車してもすれ違えることができるかどうか、安全に乗車でき、通行の妨げにならないところであるかどうか。また、設置停留所はおよそ200メートル付近に別の停留所がないかを確認しています。個々の利便性を追求し、いたずらに停留所をふやすと目的地までの時間が長くなるなど、利用者の利便性につながるかなどを基本として検討してまいります。

なお、停留所の新・増設につきましては、安全性の課題も大きく、慎重に検討せざるを得ない状況であることを御理解いただきたいと考えております。

続きまして、2点目の高速名古屋線等についてでございますが、輸送人員について、高速名古屋線の現在の運行状況は、平日については美濃市駅発名鉄バスセンター行きが9本、関テクノハイランド発名古屋バスセンター行きが5本、合計14本が運行されています。また、休日については、美濃市駅発名古屋バスセンター行きが同数で、関テクノハイランド発名古屋バスセンター行きが平日より2本多く、合計16本が運行されています。なお、これは帰りの名古屋名鉄バスセンター発の本数も同様となっています。

御質問の平均乗車人数については、運行事業者に問い合わせたところ、今年度上半期の平均で路線全体が18.2人、うち美濃市内からの平均乗車人数は1.1人でありました。

続きまして、高速美濃名古屋線の運行本数について、市としての考え方でございますが、美濃市において市外への移動手段の中で、名古屋という大都市圏と短時間で結ぶ高速美濃名古屋線は貴重な公共交通の一つだと考えています。ただし、この高速美濃名古屋線については、運行事業者が自主運行しているもので、美濃市からの財政的支援を行っているものではありません。本数の増加については、基本的には運送事業者のダイヤ体系や乗員数、採算面からの判断になるところであり、市の要望として実現させるためには運営面での事業者との調整が必要になるところであります。

高速美濃名古屋線の本数の増加については、機会あるごとに市から運行業者へお願いしているところでありますが、今年度上半期の平均利用者数が4.7人と聞いており、採算的になかなか望めない状況であります。

しかし、美濃市の公共交通体系の中、名古屋方面への利便性の確保に関して重要な路線の一つでありますので、事業者への働きかけや調整を今後とも続けていきたいと考えております。以上、答弁といたします。

[3番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） 御答弁ありがとうございました。

今後引き続き、乗り合わせタクシーの運行につきましては、利用者の声を生かして、事業の定着とサービスの向上に取り組んでいただくことをお願いいたしますとともに、美濃市内を運行する高速路線バスの利便性の向上による利用促進をお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 次に、1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は、発言通告書に従い、一般質問、ホームセンター建設進捗状況についてを一括質問にて産業振興部長にお尋ねいたします。

美濃市にも以前はホームセンターが2店あった時期がありました。しかし、平成18年に1店舗が閉鎖し、そして、さらに残った1店舗も関店に吸収され、平成23年には閉店してしまいました。

市民からは、「くぎを1本欲しくても関まで行っとるんや」、こんな生の声をよく聞きます。市内にホームセンターが欲しいと長年強く要望されてきています。

そして、昨年、コメリが出店の意向を示されて、建設に向けて諸手続を進められていると聞いております。建設地はインター前の商業地でありまして、その区域は松森寺下遺跡という範囲内にありまして、建設する場合は遺跡への影響を判断するために試掘調査が必要であり、そして、ことしの6月にその試掘調査を終え、9月から発掘調査中だと聞いております。

私もこの遺跡の発掘の状況を見てきました。確かに地面より1メートル下ぐらいから石垣や茶わん等の出土があり、当時の生活の様子をうかがわせていました。

ホームセンター側の都合もあるかと思いますが、開店はいつごろになるかと、市民の中ではどんどん遅くなっていってしまうようなうわさを聞いております。具体的に今後の進捗状況を産業振興部長にお尋ねいたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） おはようございます。

ホームセンター建設の進捗状況についてお答えをいたします。

市民の皆さんの切実な願いでもあるホームセンターの誘致につきましては、平成26年春に株式会社コメリから美濃インター近郊への出店の意向が示され、同年8月に地権者の皆さんの同意を得て、中央地区への出店について協議が重ねられてまいりました。ことし4月には、市長が株式会社コメリ本社へ出向きまして、社長ほか幹部職員らと面談をし、出店内容について協議し、確認をいたしております。

株式会社コメリは新潟県に本社があり、全国に1,161店舗、岐阜県内に38店舗を有し、地域に根づいた事業展開をされておみえです。

お尋ねの進捗状況であります。ホームセンター建設予定地はことし3月に農業振興地域

整備計画の変更を決定し、農用地区域から除外をいたしました。また、6月には、埋蔵文化財の残存状態を確認する試掘調査を行い、その結果を受けて、9月から11月末まで、掘削を伴う工事が遺跡に与える影響部分について記録保存を行うための発掘調査を実施したところでございます。

また、株式会社コメリにおいては、店舗のレイアウト変更や建設資材等の高騰の影響もあり、実施設計の見直しがなされ、当初予定より3カ月程度のおくれが見込まれているところでございます。

今後の手続では、農地転用許可については県に進達中であり、県の埋立条例に基づく許可申請及び都市計画法に基づく開発許可申請についても現在手続中であり、いずれも来年1月中旬までには完了の見込みです。また、今後、大規模小売店舗立地法の手続についても進められることとなります。

こうしたことから、必要手続の許可後となりますが、来年1月には建設地の埋め立て、店舗建築工事への着工が予定されているところでございます。

出店計画の規模につきましては、敷地面積約1万7,000平方メートル、建築面積約5,800平方メートル、駐車台数160台で、株式会社コメリとしては県下初の大型店となります。オープン当初の予定より3カ月程度おくれて、来年7月ごろの予定と聞いております。

ホームセンターの誘致は多くの市民の皆様の願いであり、地元の雇用や消費の拡大にもつながるものでありますので、市としましても、手続等について積極的に協力、支援してまいります。

以上で答弁といたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） どうもありがとうございました。

来年の7月というようなことを聞いて、本当にほっとしたところでございます。東海北陸自動車道美濃インター前の商業地のさらなる充実を市民の一人として願っております。どうもありがとうございました。私の一般質問はこれで終了させていただきます。

○議長（太田照彦君） 次に、2番 梅村辰郎君。

○2番（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は、発言通告書に従い、一般質問、一般県道上野・関線の改良工事、大矢田地内から御手洗間の（仮称）新大矢田・半道トンネルを含めた改良工事の進捗状況について、建設部長にお尋ねいたします。

県道上野・関線は、洞戸及び牧谷方面から岐阜方面へ通勤される方を含め、多数の方が利用される道路であるとともに重要な幹線道路となっています。

本道路は、大矢田市場から西洞の白髪神社手前まではほぼ改良済みとなっており、現在は半道地区から御手洗にかけて改良工事が進められております。

しかしながら、半道トンネルを含む前後の道路については、道路の幅員が狭く、急勾配の

上、カーブが続き、車のすれ違い時には大変危険な状況となっております。また、冬に雪が降った折にはスリップ事故等が多発し、常に危険にさらされているのが現状です。

そこで、一般県道上野・関線の大矢田地内から御手洗間の（仮称）新大矢田・半道トンネルを含めた改良工事の進捗状況はどのようなか、建設部長にお尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 皆さん、おはようございます。

梅村議員の一般質問、一般県道上野・関線の改良工事についての一般県道上野・関線の大矢田地内から御手洗間の（仮称）新大矢田・半道トンネルを含めた改良工事の進捗状況はどのようなかについてお答えいたします。

県道上野・関線は、美濃市上野地内睦橋を起点に、大矢田、笠神地区を通過し、関市小瀬地区を結ぶ総延長約11.8キロメートルの当市の西部地域を縦断する幹線道路で、地域住民には欠かせない生活道路であるとともに、岐阜方面への通勤利用者にも重要な道路でございます。また、災害時における県指定の第2次緊急輸送道路にも指定されております。

議員御質問の県道上野・関線の工事の進捗状況についてでございますが、現在、（仮称）大矢田・半道トンネルを含め御手洗間の約3キロメートルの事業が進められ、そのうち約1.3キロメートルが完成しておりますが、一部歩道の工事が残っております。

また、用地買収につきましては、県より委託を受け取り組んでおりますが、相続の手続等の関係でおくれているのが現状でございます。

なお、（仮称）大矢田・半道トンネルにつきましては、実施設計に向け地質調査が実施されているところでございます。

市としましては、県に積極的に協力し、残っている用地買収を進めるとともに、工事が途切れることなく継続され、本道路が早期に完成できるよう、機会あるごとに県へ強く要望してまいりますので、御理解を賜り、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 2番 梅村辰郎君。

○2番（梅村辰郎君） 御答弁ありがとうございました。

本路線のトンネルを含めた改良工事は、地域住民はもとより、関市洞戸方面からの利用者の長年の夢であり、早期の完成を強く望むものであります。

現在、半道地区から御手洗地区にかけて工事が着々と進められておりますが、半道トンネル南口、西洞地区の用地買収が完了しているならば、拡幅工事と並行して、（仮称）新大矢田・半道トンネルの早期着手をしていただくよう要望し、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 次に、13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） おはようございます。

発言通告に従いまして、一般質問一括にて1点を行います。

国土交通省が計画する1級河川長良川流域の治水対策について、長良川流域の治水対策は

どのようなについて、建設部長にお尋ねをいたします。

ことし9月に、台風18号及び台風から変わった低気圧に向かって、南から湿った風が流れ込んだ影響で関東地方や東北地方では記録的な豪雨となり、特に茨城県常総市を流れる鬼怒川にては堤防が決壊し、約6,500棟の家屋が冠水するとともに、家が流され、12名の方が行方不明となる甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところでございます。

当市におきましても、昭和51年の9・12豪雨災害では長良川流域で4日間にも及ぶ降雨により記録的な雨量となり、長良川が増水し、立花地区などにおいて床上・床下浸水の被害が発生しました。

また、平成16年の台風23号による豪雨では、戦後経験したことのないような洪水に見舞われ、長良川沿いの立花地区や藍見地区で床上浸水が187戸、床下浸水が182戸、そのうち全壊が10戸、半壊が68戸と多大な被害を受けております。

近年、全国各地で異常気象により局所的な集中豪雨や長雨が多発し、河川の水位上昇が見られ、流域では絶えず洪水の危険にさらされています。

こうした中、長良川流域の治水対策について、市としての取り組みを建設部長にお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 佐藤議員の一般質問、国土交通省が計画する1級河川長良川流域の治水対策についてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、近年、全国各地で異常気象による局所的な豪雨や長雨などにより、今までに経験したことのない洪水に見舞われる被害が多く発生しております。茨城県の鬼怒川堤防決壊は記憶に新しいところでございます。

こうした中、当市における長良川の治水対策としましては、平成18年度から22年度にかけ、美濃市志摩地内から岐阜市岩田地内まで、平成23年度から27年度にかけ、美濃市前野地内、山崎地内、板取川合流点の安毛地内において、河川のしゅんせつ工事が県により実施されてきました。

また、立花地内におきましては、平成22年度から30年度にかけ河川護岸改良工事が実施されており、それに合わせて県道御手洗・立花線がかさ上げされます。この工事により、平成11年9月に発生しました洪水には対応可能と伺っております。

そのほか、郡上市美並町で河床の岩の掘削、郡上市大和町の長良川の支川、亀尾島川において内ヶ谷治水ダムの建設が進められており、ダムの完成の暁には美濃橋付近で洪水時の水位が約15センチメートル低下する計画となっております。

今回、国土交通省が当市において検討されています長良川の治水対策事業につきましては、現在、工法・規模等について計画の策定中であると伺っております。今後、地元を含め関係者の方に対して説明会が行われる予定でございます。

当市におきましても、過去において幾度も局所的な豪雨による洪水に見舞われ、多大な被害が発生しておりますので、早期の治水対策が必要と考えております。

地域住民の安全・安心を確保するため、地元の皆様の御理解と御協力をお願いしまして、河川のしゅんせつ、治水ダム・遊水地等の建設の総合的な対策に対し積極的に協力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜り、答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） 答弁ありがとうございました。

まだ計画中で、いろいろ詳しくはこれからと思いますが、長良川流域の治水対策は地域住民の生命と財産を守るための欠かせない事業であると思います。ただいま答弁をいただきましたとおり、河川のしゅんせつや治水ダム、遊水池の建設などの総合的な対策に対しましては、市としても協力をしていただき、事業を推進いただきますよう要望して、一般質問を終わります。

○議長（太田照彦君） 次に、8番 庄司義廣君。

○8番（庄司義廣君） 皆さん、おはようございます。

私は、発言通告に従いまして一般質問を行います。

美濃和紙の需要拡大と美濃和紙のブランド力向上の取り組みについてであります。

美濃市は古くから和紙の一大産地で、美濃和紙として広く知られております。中でも、本美濃紙は1300年前から、国内産のコウゾのみを使い、流しずきで製作され、伝統的な製法と、白く美しく、やわらかくて強い和紙であり、その技術は国の重要無形文化財に指定されています。

今回、この1300年伝承されてきた本美濃紙の紙すきの技術がユネスコ無形文化遺産に登録されたことは美濃和紙全体にとっても大変誇りとなり、この上ない喜びと感じます。

しかしながら、現在、生活様式の変化等で、和紙が生活の中からその使用に変化があり、需要も激減していると思われまます。牧谷地区の紙すき職人も、戦後は周辺で1,300戸ほどの紙すきが仕事を行っていたと言われていたのですが、現在は20戸に満たない数にまで減ってきています。需要と供給双方の要因に帰するものとは思いますが、こうしたことが後継者の確保や育成にも影響してくるのではないかと思います。

今回の登録を機に、より多くの人に和紙のよさを再認識していただき、需要の拡大を通じて美濃和紙全体の生産の活性化につながればと期待しています。また、同時に日本の和紙を国内はもとより海外に広く発信していく必要もあるのではないかと思います。

ユネスコ無形文化遺産、この世界的に知名度のあるユネスコへの登録をどのように生かしていくのか、どのように考えていくかが重要であると考えます。

ユネスコへの登録以後、美濃市では、本美濃紙の紙すき技術の伝承と保存、美濃和紙の活性化に関して、市独自、または県との協力によりさまざまな取り組みが行われていることを伺っています。

そこで、市長にお尋ねいたします。

今後、美濃和紙全体の知名度を高め、和紙産業における底上げなど、美濃和紙の需要拡大



とブランド力の向上を図るための取り組みの内容について、どのように考えてみえるか。また、世界に向けての美濃和紙ということで、先ごろ開催されましたイギリス・ロンドン、フランス・パリでの美濃和紙展についての感想などを伺いたと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） おはようございます。

庄司議員より、美濃和紙の活性化のための取り組みということでお尋ねがございました。御質問にお答えさせていただきます。

まず、美濃和紙の需要拡大とブランド力の向上ということでございますけれども、昨年11月27日に本美濃紙、日本の手すき和紙技術がユネスコ無形文化遺産に登録されてから1年が経過をいたしました。登録が決定した際は、ユネスコ無形文化遺産ということに重責を感じ、この技術をいかにして後世へ伝え、残していくのか。また、美濃和紙全体の活性化をどのように図っていくのかとの思いがめぐりまして、まずは1000年続いたこの手すき和紙技術をこの後1000年先まで伝えていきたいということから、本美濃紙の技術の伝承と保存、美濃和紙の活性化という2つの目標を軸に、「千年プロジェクト」を立ち上げ、取り組んできているところでございます。

手すき和紙の技術の伝承ということにつきましては、研修制度を取り入れ、本美濃紙保存会会員が中心となり、原料の用意から板干しまでの全工程を10日間にわたって研修を行っております。そのほかにも、研修生は自主研修を10日間実施しております。現在、手すき和紙に係る研修生のほぼ全員がこの研修を受けておられます。また、手すき和紙に係る道具製作技術の伝承につきましても、それぞれの職人の方に弟子入りをしていただき、研修を行っているところでございます。

これらの研修に当たりましては、国・県・市で連携し、民間の皆様の御協力も得ながら、財政支援も行っておりますが、今までの研修制度で本当によいのか、別の方策はないのかということにつきましては、千年プロジェクト美濃和紙伝統文化保存・継承協議会を通して、安定して技術が引き継がれるよう検討しているところでございます。

一方、技術を習得することができても、同時に生業として成り立たなくては継承していくことは困難となります。したがって、この生業を確実なものとするため、手すき和紙職人の工房の取得のための補助も行っておりますけれども、本美濃紙だけでなく、美濃和紙全体の一層の需要拡大と美濃和紙ブランド力の向上を図っていく必要があると考えております。

県では、知事をトップとした美濃和紙活性化会議を立ち上げ、これには当市も参加をしておりますけれども、美濃市の実施する千年プロジェクトと並行して、本美濃紙の知名度を一層アップさせ、地場産業である美濃和紙産業全体の活性化を図ることとしております。

その最初の試みとして、先ごろ、県と市の共催でイギリス・ロンドン、フランス・パリにおいて美濃和紙展を開催し、その後2週間にわたりましてテストマーケティングを実施してまいりました。

知事を初め、県の関係者、私を含め市の職員3名、手すき和紙職人3名、和紙加工事業者3名、酒類製造業者2名と渡航し、展示会のほかに、日本またはアジアの商品を扱っているセレクトショップをロンドンで3店舗、パリでも3店舗訪ね、商品等の感想も伺ってまいりました。

ロンドン市民やパリ市民の美濃和紙に対する感想は、伝統のわざやその継承にはすばらしいものがあり、幾つもの過程を経る手すき和紙の製造工程には大変な驚きを持たれました。また、現地で開催いたしましたワークショップでは、本美濃紙を使ったバラの花づくり、美濃和紙を使った人形づくりを行い、人気も高く、高評価を得たところでございます。

しかしながら、すばらしい技術があっても、単なる飾り物の紙であるならば購入はしないと。照明器具も製作したデザイナーという視点での商品が注目されているということございまして、特に紙に対しては使い捨てのイメージだということございまして。しかし、すばらしい製造過程を物語として伝えることによって、紙の価値を示していくことが1つの手段となるというお話もお聞きしてまいりました。オーナーの美濃市への訪問、またヨーロッパで売れる商品開発のアドバイスなどもお願いをしてきたところでございます。

また、大英博物館文化財修復業務を行っております平山スタジオでは、修復に何年も寝かしておいた薄美濃を使用されており、歴史は古いものです。薄美濃は修復に適しており、作品への影響などを考えると、今まで使用し続けてきた美濃の紙から、製法技術の違う他産地の紙への移行は考えられないというようなお話も伺ってまいりました。文化財修復用の用紙ということについては確実に需要が見込める、こういったものを感じてきたところでございます。

今回の訪問は、文化の違いから、紙に対する考え方の違いも知ることができましたが、手間暇かけた製品の紹介には感動された一面もありました。

今年度、県と市では、有識者や県内事業者から成る美濃和紙ブランド価値向上研究会を立ち上げ、美濃和紙全体のブランド力をより向上させ、美濃和紙及び美濃和紙製品の需要の拡大を目指し、戦略、方向性及び実施方策の検討を行っております。

そのほか、市では美濃市特産品開発等事業支援補助金を設置し、地域経済の活性化及び地場産業の振興と雇用の創出を図ることを目的に、新商品の開発、販路開拓などを行う市内の事業者に対して支援をしておるところでございます。

一朝一夕にはブランド力の向上や美濃和紙産業の活性化は困難であります。こうしたことを踏まえ、中・長期的な考え方の中で、新たな販路開拓や商品開発に加え、美濃和紙ブランドの価値向上につなげ、美濃和紙を国内外に向けて情報発信し、産業として自立し、継続・発展させることを最終目的といたしまして、来年度以降も引き続き事業者と行政が連携を一層深め、美濃和紙産業、ひいては美濃市全体の活性化に努めてまいりたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 8番 庄司義廣君。

○8番（庄司義廣君） ありがとうございます。

かつて日本で使われた紙は全てが手すき和紙でしたが、明治期に洋紙が輸入され、さらに日本でも洋紙が製造されるようになって、紙の需要は大きく変わりました。しかし、今の答弁から、美濃の手すき紙は後世までずっと残すことができる紙であるとの確認ができました。また、ユネスコに登録されたことで、手すきの技術を守っていく使命も与えられました。守り、さらに生かしてこそ残せるものです。

今や紙すきは世界に誇る技術職です。手すきの和紙に価値を見出して、自分の一生の仕事としてこの道を志す若者もいます。こうした若者を守っていくことも大切な使命の一つと考えます。手すきの技術を守っていくための支援と、手すき和紙、そして機械すきを含めた美濃和紙産業全体が世界に認められるよう美濃和紙ブランドが確立され、市全体の活性化につながるよう今後とも取り組んでいただくことをお願いし、私の質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時08分

○議長（太田照彦君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） おはようございます。

発言通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

災害廃棄物処理計画の策定について、民生部長にお尋ねいたします。

東日本大震災や広島土砂災害、本年発生した関東・東北豪雨など、近年は膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が頻発しております。

本年9月、鬼怒川の堤防決壊が起きました。そして今、3カ月が過ぎようとしております。堤防決壊により市街地が広範囲に浸水してしまった茨城県常総市では、道路上への不法投棄や、不衛生で悪臭を放つ膨大な量のごみや瓦れきの対応に追われてしまって、復旧作業に支障を来しております。

国は自治体に対して、大規模な災害に備え、事前に仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めています。この茨城県と常総市では計画が未定になっておりました。

災害廃棄物処理計画については市区町村に計画作成の義務はないものの、災害の際に混乱が生じるため、本年5月から環境省では、大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会を定期的開催し、連絡協議会などを通じて各自治体に処理計画の推進を促しております。

そして、本年8月6日には、東日本大震災の教訓を踏まえて、切れ目なく災害対策を実施・強化するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されております。

そこで、現在、美濃市における災害廃棄物処理計画は策定されているのかをお尋ねいたし

ます。

次に、自然災害の発生によって、家屋建築物の倒壊や、被災住宅より家財などの災害廃棄物が大量に発生します。阪神・淡路大震災の経験から、被災家屋の解体によって発生する瓦れきは1平方メートル当たり0.4から0.6トンでありました。

また、東日本大震災の経験から、地震、津波、水害などの自然災害時には、全壊家屋1棟当たり116.9トン、半壊家屋1棟当たり23.4トン、そして床上浸水1世帯当たり4.6トン、床下浸水1世帯当たり0.6トンという発生量の原単位が明らかになっております。

ここで、美濃市の災害廃棄物処理計画においては災害廃棄物発生量をどれくらいと推定されているのかをお尋ねします。

次に、現在、曾代にある美濃市ごみ埋立処分場を仮置き場として指定されておりますが、もし想定を超えた場合、仮置き場が不足することにならないでしょうか。その場合にはどこを仮置き場に追加選定するのかをお尋ねします。

最後に、災害廃棄物処理計画は平時からどのように備えるか、また発災後では後手にならないようにどのように対応するかについて示されております。将来の南海トラフ巨大地震に備え、災害廃棄物への対応力の向上に向けまして、今後、美濃市はどのように取り組んでいくのか、民生部長にお尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 皆さん、こんにちは。

岡部議員の質問、災害廃棄物処理計画についての1つ目、美濃市災害廃棄物処理計画は策定されているかについてでございますけれども、災害廃棄物処理計画につきましては、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、自治体は事前に震災に対する対応策について準備しておく必要があるとして、平成10年10月に厚生省は震災廃棄物対策指針を示しました。また、環境省は、水害時の廃棄物処理についても、水害廃棄物の特徴を踏まえ、その具体的な内容を示すために平成17年6月に水害廃棄物対策指針を示しました。

当市におきましても、国の指針、県の災害廃棄物処理計画に基づき、平成19年度に策定いたしました美濃市地域防災計画の中で、水害及び震災により発生した廃棄物対策を目的とした災害廃棄物処理計画を策定しております。

次に2つ目でございますけれども、美濃市での災害廃棄物の発生推量はどれくらいになるかについてお答えをします。

発生量を把握することは困難ではありますが、災害廃棄物処理計画での水害による発生量は576トン进行想定しております。これは、環境省の水害廃棄物対策指針により、1戸当たりにして2トンの廃棄物を想定し積算をしたものでありますが、これを東日本大震災の経験から割り出された廃棄物等の発生量を当市に当てはめ推計しますと、最大で約530トンとなります。

なお、平成16年長良川流域における豪雨災害により、当市においても全壊2世帯、半壊41世帯、床上浸水40世帯、床下浸水83世帯の大きな被害をもたらしたときに発生した災害廃棄

物は、可燃ごみで157トン、不燃ごみで209トン、合計で366トンでありました。

次に3つ目の、仮置き場が不足した場合、追加される場所はどこになるかについてお答えをします。

災害が発生した場合は、廃棄物は中濃地域広域行政事務組合で所有するごみ処理施設クリーンプラザ中濃での処理を前提としております。臨時の廃棄物保管場所として、1万3,000平方メートルの旧焼却炉跡地などを使用して受け入れる体制となっております。また、本市としても仮置き場として、ごみ埋立処分場1万2,114平方メートルの曾代黒谷にありますところで保管をするということになっています。当面はこの両施設で対応可能と考えていますが、想定外の災害廃棄物の処理につきましては、市民の皆様の御協力をいただきながら、市民生活の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に4つ目の、大災害に備えた災害廃棄物への対応力の向上に向けて、今後どのような取り組みでいくのかについてお答えをさせていただきます。

現在、美濃市と関市で運営をしております中濃広域行政事務組合の処理施設クリーンプラザ中濃の処理能力は、1日当たり可燃物168トン、不燃物50トンであります。平成26年度の実績では、1日当たり可燃物約117トン、不燃物約18トンとなっております。施設の処理能力としては、1日当たり可燃物で約50トン、不燃物で約30トンの余力を持っているため、一、二カ月を要すれば対応可能と考えております。

なお、災害廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法に基づき適正かつ円滑・迅速な処理を確保・実現し、住民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を期することとしています。

今後、国の指針等が見直された場合や、県の災害廃棄物処理計画の改定があった場合は、本市の計画についても点検・見直しを図り、実効性のある災害廃棄物処理計画としたいと考えております。また、この場合には市民への情報提供も行い、意識の向上にも努めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございました。

東日本大震災では、災害廃棄物の処理において、災害廃棄物処理計画は役に立たなかったという声がありました。原因の1つは、計画そのものが十分に練れていなかった。もう1つは、災害廃棄物の質と量が想定と大きく異なっていたということでもあります。

美濃市の災害廃棄物処理計画は、これまでの経験値を生かしまして、市民の皆様が一日でも早く安全で安心な暮らしが取り戻せるように計画の点検と見直しを続けていただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 次に、5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 皆様、こんにちは。

発言通告に従いまして、一般質問3点行わせていただきます。

1点目です。美濃市内の小・中学校のいじめ問題についてお伺いをいたします。

文部科学省は10月27日、2014年度のいじめについての調査結果を発表いたしました。小・中・高校などで把握されたのは18万8,057件。今回は例の岩手のいじめ自殺問題を受けて、締め切った後に文科省が再調査を求めまして、その結果、約3万件ふえ、前年度を約2,000件上回りました。小学校は12万2,721件で過去最多でありました。

岐阜県では、小学校が1,491件、中学校が989件、児童・生徒1,000人当たりの件数は11.6件という報告でありました。小学校での認知件数がふえた一方、中学校は2,279件減ったということでもあります。

文科省は、小学校低学年を中心に、教員らの意識が高まって把握が進んだと見ております。全体の42.4%の学校がいじめがなかったと回答したことについては、この文科省の担当者は、全ての学校にいじめがあると考えているというふうに問題視しております。

パソコンや携帯電話を介したいじめは7,898件と前年度を890件下回りましたが、教員らに隠れてやりとりがしやすく、潜在化していると考えられます。

そこで、教育長にお伺いをいたします。

現在、美濃市内の各学校では毎学期に1回のいじめ調査や学校全体の状況を把握するQ-U調査の実施などでいじめ把握を試みえますが、最近の調査結果と、また解決状況はいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの古田議員の一般質問、小・中学校のいじめについての1つ目の質問、最近のいじめの状況についてお答えをいたします。

平成26年度においては、小学校9件、中学校2件のいじめがありました。本年度11月末時点におきましては、小学校5件、中学校1件となっております。この件数はここ数年来減少をしております。

いじめの態様といたしましては、冷やかしやからかいなど、嫌なことを言われる事案が最も多く8件、たたかれたり蹴られたりする事案が4件、インターネットを介して誹謗中傷等をされる事案も2件起こっております。

これらのいじめについては、全て美濃市いじめ防止基本方針に基づき対応をいたしました。なお、平成26年度には仲間外れ等により学校を欠席する事案も起こり、重大事態と捉えて対応をいたしました。これらの事案のほとんどは解決が図られております。数件につきましては一定の解決が図られておりますが、継続した見守り、支援を引き続き行っているところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございます。

次に、そのいじめを深刻化させないためにも、いわゆる早期発見が大切になってまいりま

す。いじめの早期発見のために、美濃市教育委員会としてはどのような取り組みを行っているのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） 2つ目の質問、早期発見のための取り組みについてお答えをいたします。

各学校においては、定期的に年に複数回、いじめに関することを含めたアンケート調査を実施しております。複数の教職員が回答に目を通し、小さな変化も見逃さず、これと思われる児童・生徒に対して、さらに詳しく聞き取り調査を行っております。

また、学級全体の状況や児童・生徒一人一人の学級集団における満足度を把握する調査の結果を有効に活用いたしまして、不満足を示した児童・生徒には意図的な声かけを行い、早期発見に努めております。

さらに、定期的及び日常の教育相談活動、日記や生活記録、教職員による観察、地域からの情報収集等を行い、早期発見に努めております。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

細かに目を通しながら子供の変化を見抜こうとする姿勢が本当に見られて、ありがたいと思います。

その中でいじめを発見した場合、事実関係の究明とか、またいじめを受けた児童・生徒へのケア、またいじめる側の指導や措置が大変重要になってくると思います。

そこで、早期な対応を含めて、適切な教育指導がどのように行われているのか、お伺いをいたします。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） 3つ目の質問、いじめを発見したときの対応についてお答えをいたします。

いじめにかかわる事案が起こった際には、まず学校内において調査し、正確な事実を把握します。その事実に基づき、校内いじめ対策委員会において指導方針等を検討し、組織的に対応をしております。対応に当たりましては、いじめられた児童・生徒の心のケアを最重要とし、必要に応じて臨床心理士であるスクールカウンセラーの協力も得るようにしております。

また、いじめた側の児童・生徒がみずからの行為を振り返り、何がいけなかったのかをしっかりと考えることができるよう指導しております。そして、いじめた側、いじめられた側双方の保護者に報告をするとともに、保護者の思いを十分受けとめ、対応をしております。

教育委員会は、いじめを認知した学校から随時報告を受け、必要に応じて関警察署生活安全課や中濃子供相談センター等、関係機関と連携を図り、学校とともに解決に努めております。また、重大事態と判断した場合におきましては、美濃市いじめ未然防止対策委員会を核

とする機関において再調査を行うこともございます。このような対応に当たりましては、児童・生徒の望ましい成長に向けて学校と家庭が一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にしております。

いじめを解決するに当たっては家庭も積極的にかかわるなど、家庭の協力なくしては解決できませんので、十分に連携を図って取り組んでまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

いじめを未然に防止するということは大変難しい問題だと私も思います。家庭教育に対する支援ということも大切ですし、また相談体制の充実もしっかりと行わなければいけない。また、それと同時に、教員としてどのような対応ができるかという教員の研修、そういうことも本当に多岐にわたって取り組みが必要となってくるのではないかなと思います。

そこで、各学校、または教育委員会として、そういうことに対してどのような取り組みをなされているのか、そこをお伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） 4つ目の質問、未然防止のための取り組みについてお答えをいたします。

各学校がいじめの未然防止のために一番大切にしていることは心の教育の充実でございます。児童・生徒一人一人が他を思いやる心を持ち、温かい仲間関係を構築していくことでございます。そのために、学校教育全体において、人とのかかわり方を学ぶ場を設けております。道徳の時間を大切にすることはもちろんのこと、例えば保護者や地域を巻き込んだの挨拶運動、温かい言葉がけを推進するほかほか言葉運動、異年齢集団活動、福祉施設利用者との交流等の活動を継続的に行っております。

また、最近、特に問題になっているインターネット等にかかわるトラブルを未然に防止するために、児童・生徒対象、あるいは保護者対象に、教員や専門的立場の方を講師に迎え、情報モラル教室を実施しております。その中で、ネットトラブルについて児童・生徒がグループで意見交流する場に警察の方や警察ボランティアの方に入っていただき、正しい使い方に気づかせていくタウンミーティングは大変有効な取り組みであり、5年前より毎年行っております。

さらに、警察、社会教育団体、福祉関係者、PTA、行政関係者等々、各関係者の方々をメンバーとする美濃市いじめ未然防止対策委員会において、それぞれの立場から御意見をいただき、意見を交流する中で、未然防止・早期発見に努めています。

教育委員会におきましては、教職員が児童・生徒の思いを受容的かつ共感的に受けとめる相談活動のあり方や、温かい仲間関係づくりのあり方等の研修の場を設け、学校と一体となり、いじめ根絶に向けて取り組んでいきます。

以上をもちまして、いじめについての答弁とさせていただきます。



[ 5 番議員挙手 ]

○議長（太田照彦君） 5 番 古田秀文君。

○5 番（古田秀文君） ありがとうございます。

子供たちのコミュニケーション手段としてメールが頻繁に使われるようになるとともに、いじめの手段として、いわゆるLINEを中心としたメールが使われることが本当に多くなってきています。メールによるいじめは周囲の人に本当にわかりにくいため、陰湿化しやすいというのが特徴だと思います。

学校などの特定の場所で行われるいじめは、家に帰れば、その子供はいじめから逃れることができるんですけど、SNS等を利用したいじめは、学校から家に帰ってからでもメールが一方的に送りつけられたりとか、メールの内容によって子供たちが逃げ場がなくなってしまうことが多々あるんですね。

ですから、ネットいじめは24時間365日、ネットのサイト上で被害に遭っているんだぞ、逃げ場のない恐怖に襲われてしまうんだよということをしっかりと子供たちに認識をさせていただきたいなということを思います。

一例ですが、今、アメリカで14歳の女の子が、友達がSNSのいじめに遭って自殺したことに対して、どうやったらSNSに対するいじめを防止することができるんだろうということを考えて、グーグルに投稿したすばらしい内容がありました。それは、自分が相手を誹謗したり中傷したりする言葉をネット上に書きまして、それを投稿しようとする、クリックするボタンの手前に、「本当にその言葉を投稿してもいいんですか」ということが一回出て、子供たちに一度踏みとどまらせて考えさせるということをした結果、すごい確率でそういう投稿が減ったということが現実としてアメリカで行っております。子供たちに本当に考えさせるということが大切なんじゃないかなということを、私はそれを見て思っておりますので、ぜひいじめから子供たちを守るために、子供たちの現場の声に耳をしっかりと傾けて、対策をしていただきたいなということを要望させていただきます。

それでは、一般質問2点目に移らせていただきます。重要伝統的建造物群保存地区の防災計画についてお伺いをいたします。

うだつの上がる町並み、もう今さら説明することはありませんが、東西方向の2筋の街路と、南北方向の4筋の横町から成る町並みで、通称目の字通りと呼ばれております。

江戸時代、領主の金森長近によって築かれたこの地区は今も歴史的景観が現存されていることから、平成11年5月31日に伝統的建造物群保存地区に選定をされました。

この美濃町は丘の上にあるため水の便が悪く、古来たびたびの火災に遭いました。特に享保8年（1723年）の大火によって町は全滅したということです。そのとき、町民の防火意識の高揚により、一番町、二番町の道幅を従来の2間から4間に拡幅することになり、このときの町並みが現在の町並みであるということです。

日本は災害大国であります。毎年、何らかの災害が発生し、その都度被災者が発生していることは皆さん御承知のとおりであります。

特に歴史的に重要である木造を中心とした建築や町並みに対して火災が及ぼす危険性は大きく、延焼が始まってしまうと消火も困難となり、大きな被害をもたらすと予想されます。

このように重要伝統的建造物群保存地区では火災に対する危険性が高く、そのため火災発生時における住民らによる初期消火活動は大変重要であります。

全国の重伝建指定を受けた地域は、「住民が使用可能な消火栓などの施設整備などで延焼を防ぐ」などの項目を含んだ防災計画を国や自治体の主導のもと立てております。保存地区住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを基本方針とし、さらに美濃町固有の歴史的な景観を生かしたまちづくりをさらに推進するために、保存地区にふさわしい防災計画を策定することが望まれます。

そこで教育次長にお伺いいたしますが、現在、重要伝統的建造物群保存地区の防災計画はどのようになっていますでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（太田照彦君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの御質問の重要伝統的建造物群保存地区の防災計画はどのようになっているかについてお答えします。

美濃市地域に係る災害予防等を定める美濃市地域防災計画において、災害予防計画や地震災害予防対策を策定し、今までに保存地区を包括する防火対策として、100トン級耐震防火水槽4基、40トン級防火水槽7基、消火栓33基などの消防水利を整備するとともに、耐震防火水槽には消火隊用可搬ポンプを配備しております。

また、美濃消防署においては、保存地区をブロックに分けて延焼拡大を防ぐ新たな火災戦闘術を構築するための調査・研究を行っており、美濃市消防団も約7メートルの高さの水幕で類焼を防止するホースでの放水訓練や、水利確保をするための大がかりなポンプ中継訓練を行うなど、消防機関が連携して保存地区を火災から守る対策を講じています。

しかしながら、保存地区は、200年以上経過した木造建築などの木造家屋が密集し、敷地は間口が狭く、奥に長い家屋となっており、地形的に火災の発見がおくれたりする可能性や、消火のための進入路の確保が困難で、隣接する家屋を通らなければ火点にたどり着けないなど、一度火災が発生したら火の回りが早く、類焼による大火災になることが想定されます。

そのため、現在、文化庁の指導のもと、来年度に保存地区内の建物や居住状況などの聞き取り調査や地区説明会を行い、平成29年度に国庫補助採択を受けて、地域の現状に合わせた住民の防災意識の啓発や自衛消防隊の組織強化、火災警報装置や防災倉庫、一人でも簡単に操作ができる2号消火栓の設置などを盛り込んだ総合的な防災計画を策定し、翌年度以降に、計画に基づいてハード・ソフトそれぞれの事業を行いながら、伝統的建造物を保存し、地区住民の安全・安心な環境を整備していきます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

今の答弁ですと、防災計画をつくるのに、平成29年度に国家補助採択を受けて、それから組織強化とか、防災倉庫とか、そういうものの総合的な防災計画を策定して、その翌年度、いわゆる平成30年度のことですね。平成30年度以降、計画に基づいて環境を整備していくということで、確かに国の補助をもらいながら防災計画を立てていかなきゃいけないというのはわかるんですが、実際、災害というのはいつ起こるかかわからないわけですよ。ですから、もちろんしっかりとした策定をするためには文科省の補助が要るということはわかりますが、平成30年に完成しますよということではなくて、できるだけもうすぐにでも、まずできることから考えて、地元の消防団、または地元の住民の方々に初期消火についての重要性、そして、その初期消火のやり方云々をきちっと伝えて、住民意識を高めていっていただくということが何より今大事なことだと僕は思いますので、策定計画は策定計画としてしっかりと進めていっていただくと同時に、その辺のところもしっかりと対応していただきたいということを要望させていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、一般質問3点目に移らせていただきます。観光交流事業の推進についてお伺いをいたします。

本年10月に美濃市第5次総合計画後期の基本計画が示されました。美濃市を活性化していくために観光事業というものは欠かせない大きな柱であります。

我が国では観光を成長戦略として位置づけ、その重点施策として、訪日外国人旅行、いわゆるインバウンドの増大を図ってきており、その結果、訪日外国人数は着実に数値を伸ばしております。2014年には過去最高を更新する1,341万人に達しています。

今後の人口減少による国内観光需要の減少が予想されます。そこで、このインバウンドの推進というものは、地域観光収入の増加、また雇用の創出、地域経済の活性化につながり、地方創生の軸の一つとして地域の発展に大きく寄与することが期待されます。

国は今後、2020年に2,000万人、2030年には3,000万人の訪日外国人を目標としていますが、その目標値を日本人の将来人口推計値と比較したとき、例えばこれまで国内観光旅行の需要を支えてきたと思われるアクティブシニア層、いわゆる65歳から74歳の人口と逆転するばかりか、その倍の数値に達するというので、いかにその期待度が大きいかを実感することができます。

そこで、観光交流事業の推進についてお伺いをいたします。

今、日本に来る外国人旅行者の不便・不満が目立つものとして、無料公衆無線LAN環境、いわゆるWi-Fi環境や、また両替やクレジットカードの利用環境が上げられています。いわゆる滞在環境の未整備が問題となっております。

そこで、産業振興部長にお伺いをいたします。

今現在、美濃市における無料公衆無線LANの整備環境はどのようになっていますでしょうか。よろしくお願いをいたします。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） それでは、古田議員御質問の美濃市における無料公衆無線LANの環境整備はどのようなかについてお答えをいたします。

無料公衆無線LANを利用したインターネットへの接続サービスは、さまざまな場所で観光や交通などの必要な情報をより手軽に入手することができ、旅行者にとっては快適な旅行をする上で非常に便利な情報入手の手段となっております。

現在、市内において無料公衆無線LANを整備している公共的施設は、美濃和紙の里会館、旧今井家住宅、美濃和紙あかりアート館、山田家住宅、観光協会、美濃にわか茶屋、まちなかの駅にわか茶屋、市体育館、洲原地域ふれあいセンターの9カ所がございます。これらの施設の機器は基本的に屋内での利用を想定し、建物の内部に設置されており、受信できる範囲も限られております。また、インターネットに接続するためにはIDの取得が必要であり、その説明も日本語対応となっております。そのほかでは、民間施設において、美濃観光ホテルや美濃緑風荘、いずみ荘、湯本館などの宿泊施設やアペイユ、紙遊、まる伍、エムエムブックスといった店舗など、そのほかにも該当するところはあるかと思いますが、それぞれ独自に無料公衆無線LANを整備され、観光客の皆さんへのサービスを提供されていると伺っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

今現在は、今の答弁のように、室内での利用を想定してのものに限られているということがメインであります。美濃市という地域がいかにしてインバウンド観光にこれから取り組んでいくのかということが問われているんだと思います。現在も外国からの観光客が本当にふえてきております。国際観光交流を視野に入れた受け入れ体制の整備が本当に急がれるところだと思います。インバウンド観光の増加が地域経済の活性化につながる、地域のビジネスとして発展するインバウンド観光を実現するためにもぜひ早急にWi-Fi環境の整備を導入するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 2つ目の御質問の、無料公衆無線LANの今後の整備計画はどのようなかについてお答えをいたします。

ここ数年、美濃市を訪れる外国人観光客は年々増加傾向にあり、昨年11月のユネスコ登録決定以降、格段に多くなっております。美濃和紙の里会館の有料入館者数調べでは、平成26年度は前年に比べ約2.5倍、1,350人の外国人観光客となり、旧今井家住宅においても、平成26年度は前年の約1.6倍、330人となっております。無料開放時の来場者を考慮すると、さらに多くの外国人観光客が各施設を訪れたこととなります。今年度においても、台湾や中国に加えて、タイやマレーシア、シンガポールからの観光客もふえ、昨年度を上回る状況で推移をしております。

インバウンド観光事業では、関、美濃、郡上の3市と長鉄による観光宣伝協議会や越前美

濃街道広域観光交流推進協議会、また東海地区外国人観光客誘致促進協議会など、各自治体及び関係団体と連携し、海外からの誘客事業を進めているところでございます。

また、今年度からは岐阜県観光連盟へ市職員1名を派遣し、さらなる観光事業の強化を図っております。

そうした中、美濃市での滞在時間を少しでも長く、また楽しんでいただくため、適切に観光情報を提供することが大切であり、その提供手段として無料公衆無線LANの整備は大変重要であります。

今年度、市では、うだつの上がる町並みの目の字地区を対象に無料公衆無線LAN整備を進めています。地区全体を1つのエリアとして捉え、6カ所から7カ所程度の公共的な建物の外部に機器を設置し、目の字地区全体で利用できる環境整備を予定しています。整備後は、ID取得の手間を省き、個人のメールアドレスを入力することで接続が可能となります。

また、言語対応につきましても、日本語、英語のほか、中国語、韓国語など合計6カ国語に対応するようにし、さらにフランス語、スペイン語、ドイツ語などへの対応も追加していく予定でございます。

また、市全域で観光客の利便性を向上させ、誘客を図るため、宿泊や店舗などの施設において無料公衆無線LANを設置される場合に、機器の購入、設定などの費用について、1施設25万円までの範囲で補助を行う制度を設けましたので、御活用いただければと思います。

観光協会や商工会議所とも連携して、外国人のみならず、美濃市を訪れる観光客が適切な情報をリアルタイムで入手できる環境づくりを推進し、美濃アプリの活用や各商店・店舗等のホームページの充実を図り、一層の誘客につなげてまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

まずは目の字地区を対象に整備されて、そして市内全域に対しても、先ほど言われました補助制度を設けて、観光客の利便性を向上させていくということで、本当に前向きな答弁ありがとうございます。今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

今まで観光と言えば物見遊山が主流でありました。しかし、現在は体験プログラムとか、民泊を通して人と人との交流を求める体験型の旅がふえております。第5次総の後期基本計画の中にも観光ルートの整備と充実というものがあまして、その基本方針や課題にも体験・学習型観光の必要性がうたっています。これにより旅行者は感動して、心が豊かになって、また来たいなあという旅のきっかけにつながり、リピーター増加や滞在型観光の促進につながってまいります。また、受け入れる側は地域の魅力を再認識し、地域貢献への喜びや誇りを実感するとともに、地域の活性化にもつながります。

そこで、すぐにでも取り組める体験型観光として、山田家ギャラリーの活用を提案したいと思います。

現在、ちぎり絵のグループと和紙手芸のグループが1カ月交代で展示管理を任されています。せっかく美濃和紙を使った作品を展示しているのなら、その制作も体験できたら、きつといい思い出とか記念になるのではないかなあとと思います。この楽しい体験を通して、美濃和紙の魅力を知っていただくことは和紙の普及や宣伝にもつながってまいります。ぜひこの2グループに協力をお願いして、体験型観光の町中拠点をつくっていただきたいと思います。

また、同時に、現在、まちを訪れる観光客の方の中からよく出る言葉が、なかなか一休みできる場所がないということをお伺いします。そこで、山田家ギャラリーに気軽に休むことのできる椅子などを置いて、また音楽なども流して、居心地のよい環境をつくっていただいて、おもてなしをアピールして、これから美濃をしっかりと観光の拠点として考えていただけるようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 美濃和紙体験型観光や憩いの場として、山田家ギャラリーの活用が図れないかについてのお答えをいたします。

山田家ギャラリーは、美濃和紙をアピールする重要な観光施設の一つであり、うだつの上がる町並みの中にあって、美濃和紙を使った作品の展示を行っております。ちぎり絵と和紙手芸の2団体が1カ月交代でそれぞれの作品展示を行いながら、市からの委託により施設管理も行っております。会員数は、ちぎり絵60人、和紙手芸13人で、1日2人の方が当番としてギャラリーの運営・管理を行っております。

観光客を対象とした体験教室開催については、以前より両団体をお願いをし、はがきへのちぎり絵製作や和紙花づくりなどの簡単にできる体験が可能な範囲で実施されてきました。しかし、来場者への説明や作品づくりの指導などに十分な対応ができないということもあり、来場者にはギャラリーの作品見学が主となっております。

両グループともに、ユネスコ登録決定以後、市内の各種団体から教室開催の依頼がふえ、また市外からも依頼が多く舞い込むようになっております。町並みでの美濃和紙を活用した体験教室は観光客の長時間滞在の一翼を担うものであり、美濃和紙のまちをアピールできるものであります。こうした教室開催経験を積み重ねる中で、体験教室の常時開催について、その問題点を洗い出し、会員の皆様と実施に向けて協議を進めてまいります。

また、観光客らが休憩できる場所としての山田家ギャラリーの活用においては、椅子やテーブルを設置し、体験時以外においても作品を見ながらゆっくり時間を過ごしていただけるよう整備するとともに、お茶などのおもてなしサービスもできないか検討してまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

私もこの両グループの方とお話をさせていただきましたが、山田家ギャラリー体験教室の常時開催に向けて、両グループとも積極的な思いを持ってみえます。そして、自分たちが美濃市の観光に対して、また美濃和紙を売り込んでいくことに対して積極的にかかわっていき

たいという言葉も受けております。ぜひ、先ほどの前向きな答弁もございましたが、すぐにも実施に向けていけるような形で協議を進めていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（太田照彦君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。  
休憩 午後0時04分

---

再開 午後1時00分

○議長（太田照彦君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 皆さん、こんにちは。

私は、発言通告に従いまして、一般質問、（仮称）市民わくわくふれあいセンターについて伺います。

市民わくわくふれあいセンターは、平成25年9月中旬から10月初旬にかけて、市内7地区及び市全体というカテゴリで8回開催された市政懇談会の中で、「中心市街地の公共施設を考えるー市民が利用したい、利用したくなる公共施設のあり方ー」として意見・要望等を聴取され、（仮称）市民わくわくふれあいセンター基本構想の策定に向けて、1つ、市民の皆さんとともに施設規模や事業費を検討、1つ、市民代表者による基本構想検討委員会を設置、1つ、市政懇談会で広く市民の皆さんの意見を伺うとして、施設内容、運営方法や既存施設の整理統合、廃止、譲渡、用途転用も検討すると説明をされました。

以降、わくわくふれあいセンターはどうなるのだろうか、私たち議員を初め、自治会の集まりなど市内各所で話題に上がり、常に市民の関心の中心に位置づけられています。

平成25年度末の平成26年3月には、20の団体を代表した方々による（仮称）市民わくわくふれあいセンターを考える会が立ち上げられ、同年10月までに計5回の委員会が開催され、老朽化施設の視察から始まり、25年度開催の市政懇談会や住民説明会の結果、既存施設の利用者からの意見を踏まえ、検討を重ねられました。

そして、同年11月25日には、より多くの市民に有効利用され、中心市街地の活性化に寄与することを願って、武藤市長宛てに提言書が提出されました。

今回の一般質問では、具体的な建物基本構想策定に向けて動き出した（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設に対して、現在までの経緯を確認しつつ、建設に向けて考えられる幾つかの問題点について市の考えを伺いますので、よろしく願いいたします。

最初に、平成26年11月25日付で、（仮称）市民わくわくふれあいセンターを考える会玉田会長から、（仮称）市民わくわくふれあいセンターを考える会提言書が武藤市長宛てに提出されていますが、それ以降、現在までの市民わくわくふれあいセンター建設に関する進捗状況はどのようなかについて、総務部長にお伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） それでは、辻議員の御質問でございます（仮称）市民わくわくふ

れあいセンターを考える会から提言書をいただいているが、それ以降、現在までの進捗状況はどのようなかについてお答えいたします。

(仮称)市民わくわくふれあいセンターの整備に向けては、一昨年度の市政懇談会において、整備するための基本的な方向性など、その概略を説明し、市民の皆様からはおおむね賛同する御意見をいただいたところであります。昨年度は、市政懇談会の内容を踏まえ、市民による(仮称)市民わくわくふれあいセンターを考える会において議論いただき、老人福祉センター、児童センター、保健センターなどの老朽化施設の集約化や、当該施設に希望する新しい機能等について提言をいただきました。

今年度はこの提言書に基づいて施設を整備するため、福祉団体など、当該施設の利用に密接に関係する方々をメンバーとする(仮称)市民わくわくふれあいセンター整備推進委員会を設置し、施設整備の基本となる規模や必要な機能、利用者の利便性などについて検討をいただいているところです。

この委員会での議論を踏まえ、本年度中に基本構想としてまとめ、市民の方々へパブリックコメントを行っていきたいと考えております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長(太田照彦君) 7番 辻文男君。

○7番(辻文男君) ただいまの答弁に対して、3点の再質問をお願いいたします。

まず1番目として、本年の7月16日付の建通新聞社の記事にこのようにあります。

美濃市民わくわくふれあいセンター、基本構想をパスコに。美濃市は、児童・老人福祉機能や図書館・公民館機能、防災拠点機能など多様な機能で構成する市民わくわくふれあいセンター(仮称)の建設計画の具体化に向け、基本構想策定業務をパスコ岐阜支店(岐阜市)に委託した。履行期間は2016年3月22日まで。同市は、保健センターや児童センター、老人福祉センター、シルバー人材センター、図書館、公民館などの既存施設と、新たに市民活動の拠点機能や防災拠点の中心的機能、観光拠点機能などを集約した市民わくわくふれあいセンターの整備を検討している。委託した基本構想で、施設の整備方針や施設規模・構造、事業費、運営方法などを検討する。今後、学識経験者や市民の代表者らによる基本構想検討委員会を早ければ8月に立ち上げ、委員会の意見を基本構想に反映させる方針でいる。また、同センター建設構想を進める上で、老朽化している既存の老人福祉センター(1973年建設)や児童センター(同82年建設)、保健センター(同80年建設)のほか、中央公民館・福祉会館(同86年建設)の福祉会館部分について整理統合や廃止などもあわせて検討する。市が提案している建設候補地は、2003年に移転した市立美濃病院の跡地で、現在は観光ふれあい広場(常盤町2423)となっている。現時点では延べ3,000から4,000平方メートルの施設規模を予定している。同市では、16年度以降に設計着手、建設工事を17年度以降に発注し、20年度までの完成を目指している。このように掲載されています。

本来の手順として、市民わくわくふれあいセンター整備推進委員会の検討結果を受けて基本構想を作成すべきと思いますが、手順が逆ではありませんか。



次に2点目ですが、委員会のメンバーについて、私の調査では、委員8名の中には福祉や建設に関する学識経験者が含まれていないようです。これからの人口推移や建物動線などの検討には専門的な知識を有する方が必要と考えますが、メンバーに選定されなかった理由があるのでしょうか。

3番目に、答弁で「この委員会での議論を踏まえ」とありましたが、整備推進委員会第1回の会合で、建設候補地を多数決において旧美濃病院跡地とされました。

しかし、今回の委員のうち、考える会から継続して委員を務められているのは連合自治会長とシニアクラブ代表の2名だけで、ほか6名は今回が初めての委員として会議に参加されました。初めて参加された委員は、いろいろな要素を理解された上で採決に参加されたのでしょうか。審議が十分と言えない採決には疑問を感じますが、この点をどのように考えてみえるのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 辻議員の再質問3点についてお答えします。

1点目でございますが、基本構想を作成すべき手順が逆ではありませんかとの質問についてお答えします。

基本構想については市が策定するものです。現在は、全体の基本構想案について、市民わくわくふれあいセンター整備推進委員会で議論をいただいているところです。

株式会社パスコは委託業者です。委託している業務内容は、考える会の提言を前提とした建物概念図や概略の設計案などの推進委員会に必要な検討資料の作成を初め、委員会の検討事項をいただいて、構想の作成を委託しているものです。

2番目でございますが、次に、委員会のメンバーに福祉や建設に関する学識経験者などが選定されなかった理由についてお答えします。

今回の整備推進委員の選定に当たっては、老朽化した施設を集約し、市民にとって必要な施設を整備することについて、子供から高齢者まで幅広い立場でそれぞれの知識や経験を踏まえ御意見いただける方に依頼したところです。いずれの方々も専門的な見識の持ち主と考えております。

なお、整備推進委員会の設置要綱では、専門的な知見を持つ者等から市長が適当と認める者としております。

3点目でございますが、次に、初めて参加された委員はいろいろな要素を理解された上で採決に参加されたのでしょうか。審議が十分と言えない採決に疑問を感じますが、この点はどのように考えてみえるかについてお答えします。

委員を依頼した際や、会議の出席依頼の際に、これまでの経緯や考える会の提言を詳細に一人一人に説明しております。さらに第1回の会議の冒頭で改めて丁寧に説明いたしました。その上でそれぞれの立場から意見をいただいていると考えており、第1回の会議は十分な議論がなされたものでした。

今後、整備推進委員会を何度か開催した後に提言をいただく予定ですが、第1回の委員会では、多数の委員から旧美濃病院跡地での建設と2階建て程度の建物がよいという意見が出たところがございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問に対して、意見・要望を述べます。

再質問の1、手順が逆ではないかの答弁についてですが、建通新聞の記事からは読み取れませんが、株式会社パスコに委託した業務は、考える会の提言を建物概念図や概略設計案として推進委員会に検討材料として提出するための資料作成から始まり、推進委員会における検討事項を基本構想に反映させる業務までの委託ということで、時系列として推進委員会開催以前の業務も含まれていたと解釈して、理解をいたしました。

2つ目の学識経験者をメンバーにという答弁については、ヒアリングの中で、ヒアリングというのは私と執行部の間の話し合いの中で、建通新聞の取材は電話取材ということで、「学識経験者」という文言は建通新聞社が記事にしたもので、既に抗議をしたということを伺いました。しかし、記事の内容は基本構想ともとれるもので、市が既に基本構想を持っているとすれば、整備推進委員会は市の構想案を裏打ちする役割と受け取られかねません。電話取材には慎重に対応し、正しい記事として伝えられるよう十分な配慮をお願いしたいと思います。

私が、学識経験者がメンバーに必要ではないかと考えるのは、中部学院大学や岐阜大学と行政への包括支援協定を締結しているのだから、協力を仰ぐべきではないかなという思いからお伺いしたものです。

要綱では、委員の選任に市長が適当、必要と認める者なら加えることが可能であるということが述べてありましたが、そういうことであるならば、ぜひ加えていただけるように要望したいと思います。

3番目の、審議が十分と言えない採決に疑問を感じるが、どうかとの質問には、十分な議論がなされたものと考えているということですが、会議当日にあらかじめ建設候補地が列記され、適・不適の要素の判定基準が示され、しかも、判定まで記された資料を提示して、場所を選定してくださいという進め方では十分に議論されたとは言えないと考えます。

建設候補地の列記まではともかくとして、適・不適の要素の判定には、市民の代表である委員が意見を出し合い、状況判断をして評価し、候補地を選定する手順があってしかるべきと考えます。

これからもこうした意思決定が求められる場面が想定されますので、委員の方々が十分な議論がなされたと思われる討議にさせていただきたいと要望をいたします。

それでは次に、2番目の質問に移ります。

本年10月に（仮称）市民わくわくふれあいセンター整備推進委員会を立ち上げ、委員会の設置要綱では、第1条で美濃市第5次総合計画に基づき将来都市像を実現するための中心的

市民交流拠点、地域活性化拠点、市民健康保持増進拠点、次世代育成拠点、市民安全・安心拠点などの拠点施設について基本となる構想図を作成するため、（仮称）市民わくわくふれあいセンター整備推進委員会を設置すると目的を定め、既に第1回の会合を11月17日に開催されたと伺っています。この基本となる構想図の作成において、考える会から提出された提言書をどこまで尊重するのか、総務部長にお伺いしますので、お願いします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 市民わくわくふれあいセンターを考える会から提出された提言書をどこまで尊重するのかについてお答えします。

（仮称）市民わくわくふれあいセンターを考える会の提言書の主な提言は、老人福祉センター、保健センター、児童センターなどの老朽化した施設について集約し、機能の移転統合や一部の機能拡充、子供から高齢者まで幅広く交流できる市民交流の場や、市内の観光を紹介できる機能等の新施設に希望する新しい機能などが提言されており、まずはこれらを全て取り上げた形で（仮称）市民わくわくふれあいセンター整備推進委員会で検討をいただいているところです。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問です。

提言を全て取り上げた形で整備推進委員会で検討いただいているという答弁をいただきましたが、提言書はここにありますが、これでは、第1番目の施設整備の基本的な考え方というところで、1つ、次世代の負担とならないよう、将来の人口、財政状況を確認に見据えた上で計画すること。1つ、費用対効果を考えて、極力無駄を省いて機能的な施設とすること。1つ、既存建物のうち補修することで、今後20から30年以上使用可能なものは利用を検討すること。1つ、市民生活の拠点、観光客の拠点となる施設は十分な駐車数と安全対策を確保すること。1つ、利用者や住民の意見を十分に取り入れ、情報公開に配慮して検討を進めることという形で、強調文字で書かれております。この5点についてはどのように対応されているのですか、お伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 提言を全て取り上げた形で整備推進委員会で検討いただいているとの答弁ですが、提言書では、第1番の項目で施設整備の基本的な考え方の5点について、どのように対応をされているかについてお答えします。

この5点については提言書の基本的な考え方でありますので、今後の検討においても十分尊重してまいります。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 十分尊重して進めてまいりますというのは、私のほうの、どのように対応されていますかという部分についてはちょっと答弁になっていないような気がします。

具体的に各項目に対応する説明を求めたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 何回も言いますけれども、項目ごとの説明についての御質問をいただきました。先ほど言われたとおりに、将来の人口、財政規模の展望を見据えた計画、費用対効果を考えた機能的な施設とすること、補修により使用可能な施設の利用検討、十分な駐車数と安全対策の確保、利用者の意見を取り入れ、情報公開への配慮、これらも提言書の基本的な考え方で、それぞれについても十分尊重して進めてまいります。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再々質問に対して、意見要望を述べます。

提言書にある施設整備の基本的な考え方は本当に大事な位置づけであり、この点に対する取り組みを具体的にお示しただけなかったのは大変残念です。

次世代の負担にならないようにということは言うまでもなく、市の財政を鑑み、市民サービスの低下を招くような返済額にならないよう配慮してとの思いであり、費用対効果を考えてほしいということは、真に必要とされる設備・機能はもちろん、建物自体も身の丈に見合うものとして検討していただきたいとの思いだと理解しています。

特に、最後に述べられている情報公開に配慮して検討を進めているという提言は、結果のみを広報するのではなく、検討のプロセスを市民に公開しながら進めてほしいという願ひだと受けとめています。

推進委員会の傍聴希望者には門戸を開き、会議録は市のホームページに公開するなど、常時パブリックコメントがいただけるような公開制度を設けるよう強く要望して、2番目の質問を終わりたいと思います。

次に、3番目の質問ですが、建物構想の作成に当たって、施設の内容、建設費用、立地条件など、基本要件の決定からスタートするものと考えられますが、最重要と位置づける要因をどのように考えてみえるのか、総務部長にお伺ひいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 最重要と位置づける要因はどのように考えているかについてお答えします。

（仮称）市民わくわくふれあいセンターは、老朽化した施設を集約し、老人福祉センター、保健センター、児童センターなどの機能を果たす複合型施設であり、多くの市民が直接利用する施設でありますので、まずは市民の皆様が使いやすく、集まりやすく、有効に活用ができ、行政サービスの向上につながる施設としての内容が最も重要だと考えております。しかしながら、財政規律を守りながら、次世代に過度な負担とならないよう十分に検討して考えてまいります。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 第1回の整備推進委員会では立地場所と建物の構造が採決されたと聞いています。公共、私用にかかわらず、建物を新築しようとする場合の考え方として、まず考えるのは建設費用ではないでしょうか。

当市では、納税に大きく影響する生産年齢人口は、2015年から2025年の10年間で約2,000人の減少が推計されています。生産年齢に該当する世代は主に税金を納めていただく年齢層ですが、この世代の人口減少は税金の歳入に大きく影響します。建設費用の調達には起債が必要と考えられる中で、歳入減少は市民へのサービス提供に大きく影響してきます。

まず、建設費用の大枠を決めて整備推進委員会に提唱すべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 建設費用の大枠を決めて整備推進委員会に提唱すべきだと考えますが、いかがですかについてお答えします。

全てとはいきませんが、市民の夢をかなえることも行政運営には必要であり、市民が必要と思う機能・施設であることが最も重要と考えております。

現段階において、当委員会は機能や利便性など施設の内容について意見をいただくことを主眼としており、費用の枠は提唱しておりません。

今後、市が構想をつくる段階で建設費用をあわせた検討に入りたいと考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再々質問になると思いますが、市が構想をつくる段階で建設費用をあわせて検討に入りたいという答弁です。質問でも述べましたように、まず予算の総額を大枠として捉え、その範囲を意識しながら構想するのが通常ではないかと考えますが、整備推進委員会での検討は、費用を考えないで、機能や利便性など施設の内容について意見を述べるだけでいいのでしょうか。

委員みんなで合意し、答申した内容は、後になって予算が調達できないので、あれはできません、これは縮小しますと修正をかけるのでしょうか。

今からこういう答弁をされていたんでは、整備推進委員会の皆さん方は誰も意見を言わなくなってしまうような気がするんですけれども、どう思いますか。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 整備推進委員会で誰も意見を言わなくなるのではないかとこの質問についてお答えします。

委員の皆様には積極的に意見をいただいております。財政的な枠が示されないからといって、施設の内容について意見を言わなくなる委員の方はいないと考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 市民目線で見れば、まず建設費用が頭に浮かぶとの思いで質問いたしましたが、機能・施設の内容を優先し、形が見えた時点で建設費用を検討する進め方を委員の方々に御理解いただけるものと自信に満ちた答弁をいただきました。ぜひそのような思いを持って委員会で検討が行われることを期待したいと思います。

本日の議会の傍聴席にも整備推進委員会のメンバーの方のお顔も見えますので、このやりとりが十分伝わったものと思います。委員の方にはどうぞよろしくお願ひしたいということで、この質問を終わりたいと思います。

次に、4番目の質問に入ります。

建設費用について、市民わくわくふれあい施設整備基金は、平成26年度末残高として4億5,229万円ありますが、建設費用としては十分な額ではなく、当然資金手当てが必要になってくると思います。

そこで、財源措置をどのように考えてみえるのか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 財源措置をどのように考えているかについてお答えします。

老朽化した老人福祉センター、児童センター等、今後も必要である市の公共施設を整備し直す上で、現在、包括的に活用可能な補助金制度はありません。そのため、平成25年度に市民わくわくふれあい施設整備基金を造成して積み立てをしているところではありますが、昨年度、公共施設の老朽化対策に適用される国の地方財政措置のある公共施設最適化事業債が創設されました。

この制度の対象となるのは、公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化・複合化事業で、複数の既存施設を集約化・複合化することにより、既存施設の規模が全体として減少することが条件となっています。

現段階においては、こうした交付税措置のある有利な地方債の活用を検討しているところではありますが、今後も引き続き、財源確保について情報収集に努め、できる限り将来に過度な負担を残さないように努めることとしています。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） この公共施設最適化事業債というのは平成29年度までの限定の事業で、充当率が90%、交付税算入率が50%と伺いましたが、既に整備推進委員会が発足している現在の段階では、確実な財源措置の見込みがなく、情報収集して対応するという段階ではないと思います。

答弁にもありましたように、有利に活用できる財源の確保が急務と思いますが、どの程度の財源措置をお考えですか、お伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） どの程度の財源措置をお考えですかについてお答えします。

金額についてはまだ決まっておりません。現段階においては、基金のほか、一般財源及び

地方債の活用を考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問に対して、意見・要望を述べさせていただきます。

一般財源を考えているとの答弁をいただきましたが、さきにも述べましたように、考える会からの提言書の冒頭で「次世代の負担とならないよう財政状況を確実に見据えた上で」という点からも、起債ありきの一般財源の活用という考えには納得することはできません。

平成26年度の決算では、当市の将来負担比率は81.9%、実質公債費比率も12.7%であり、決して余裕のある財政状況とは言えないと思います。

旧美濃橋の文化財修復事業にも5億円弱を予定し、さらにわくわくふれあいセンター建設費用としての起債が加われば、さらに財政への圧迫が強まります。

将来負担比率や実質公債費比率などが高くなれば、美濃市の定住に不安を持つ家庭もふえる可能性があり、2025年に人口2万1,000人を維持する人口施策にも悪影響を及ぼす可能性が懸念されます。

起債を考えないと財源措置が困難なことは十分承知をしています。当たり前のことですが、金利の状況を考えて、返済期間を長期に設定したりして、毎年の返済額を少しでも低く抑えるなどを考慮した財源措置を強く要望いたします。

5番目の質問に入ります。

（仮称）市民わくわくふれあいセンターの建設用地はどの程度必要と考えているのか、総務部長にお伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 市民わくわくふれあいセンターの建設用地をどの程度必要と考えているかについてお答えします。

現在の老人福祉センター、児童センター、保健センター、福社会館部分の既存施設の床面積を合計しますと2,148平方メートルとなります。しかし、現在の施設は狭隘なため、広くしなければならない機能もありますし、市民交流のスペースも必要と考えております。

そのため、事務所や会議室等を縮小していくことや、その他の老朽化施設を合わせて集約することで、公共施設最適化事業債の制度に適合する施設にしていくことを検討しています。

これらを踏まえますと、まだ確定はしていませんが、建物の敷地面積は2,500平方メートル程度必要ではないかと考えております。また、駐車場は約300台程度と想定しております。必要な用地はおおよそ1ヘクタール前後になると想定しております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 現在、建設立地適所とされる旧美濃病院跡地は吉川土地区画整理事業区域内にあります。ここに事業計画書があるんですけども、この事業計画書の4番、整理施行前後の地積、イ. 土地の種目別施行前後対照表という表があります。これを見ますと、

市有地の宅地部分は施行前が1万1,252.05平米、施行後には1万630平米であり、答弁をいただいた必要とされるおおよそ1ヘクタール前後とほぼ同じになります。したがって、吉川土地区画整理事業の保留地を手当てしなくても、市民わくわくふれあいセンターの建設ができると解釈してもよろしいわけですね。総務部長にお伺いします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 吉川土地区画整理事業の保留地を手当てしなくても、市民わくわくふれあいセンターの建設ができると解釈してもよろしいですねについてお答えします。

市有地には、車庫、倉庫、トイレ、ステージ、のり面など、利用できない部分が相当ありますので、保留地を購入しなければ、施設整備に要すると思われる面積の確保が困難になります。先ほど申しあげましたように、必要な用地はおおむね1ヘクタール前後になると想定しているところです。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 土地区画整理事業の保留地の購入が不可欠という答弁をいただきましたが、今回の質問テーマの1つでもあります。財政面の負担をできるだけ軽くする事業として取り組んでいただきたいという観点から見た場合に、利用できる市有地を最大限利用した計画を常に模索し、実現に向けて対応策を構築する姿勢こそ、行政手法として一番に求められることだと思います。市民もそのような背景も鑑みて、わくわくふれあいセンターの実現に期待しているところがあります。

広く大きな土地に施設ができれば、そんな結構なことはありませんが、土地を広くするには購入による手段しかないと思われ、安易に土地を購入し建設するという短絡的な考えは捨てて、例えば土地の形状や大きさにおさまる設計を試みる、あるいは利用できないとただいま説明がありました消防車庫、倉庫、公衆トイレを再配置して、土地利用の効率化を図り、土地購入との費用比較を行うなど、市有地を最大限に活用し、できるだけ財源に負担をかけないで実現できる方法に取り組まなければなりません。このことこそ、まず第1番に実行していただきたいことでもあります。

土地の購入に当たって購入単価を決定されると思いますが、土地区画整理事業の事業費用を加味した単価と近隣の実勢取引や地価評価額など十分調査した単価を考慮した対応をすることはもちろん、一時的に土地開発基金で購入し、普通財産に補正予算で買い戻す手法は決して用いてほしくはありません。どうしてもそのような措置が必要となったときでも、市長による専決処分ではなく、議会へ諮り、納得できる手順を踏んでいただきたいと強く要望して、この質問を終わります。

最後に、6番目の質問です。

市は、立地適所として旧美濃病院跡地、現在は吉川土地区画整理事業区画内を考えていることを伺っています。ここに建設することになれば、土工事の負担を軽減するためにも、基本整地は区画整理事業の施行範囲として行うべきと考えますが、いかがでしょうか。



この件については、土地区画整理事業を統括されている建設部長にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 辻議員の一般質問、（仮称）市民わくわくふれあいセンターについての6つ目、建設施設の基本整地は区画整理事業の施行範囲として行うべきと考えるのがかかについてお答えいたします。

吉川土地区画整理事業は、公共施設の整備、宅地の有効利用などを目的に平成25年5月に組合が設立され、道路など詳細設計が固まったことから、現在、仮換地指定に向けた事業を進めております。

御質問の基本整地工事につきましては土地区画整理事業の施行範囲と考えております。なお、施行時期は仮換地指定後となりますが、平成28年度以降となる予定でございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） ありがとうございます。

意見と要望を述べさせていただきます。

基本整地工事として、土地区画整理事業としての施行を予定しているということで、安心をいたしました。

二重三重の手間をかけることは総事業費の上乗せになるだけで、何の特にもなりません。わくわくふれあいセンター建設工事との連携を図り、それぞれの事業費が効率よく使われるよう、今後とも御配慮をいただけるように要望したいと思います。

最後に、総括として、市民わくわくふれあいセンター建設実現のために関係者の皆さんには大いに討議を重ねていただき、費用対効果のすぐれたセンターになるように、より一層の活動をお願いしたいと思います。

費用対効果を有効に活用できる一案として、建設費用、建物の内容、敷地形状を明確にした上で、業界の英知が活かされるコンペ形式を採用していただきたいと要望して、私の市民わくわくふれあいセンターについての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時44分

---

再開 午後1時52分

○議長（太田照彦君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 皆さん、こんにちは。

質問のお許しをいただきましたので、私は2点について質問をしたいと思います。

まずは1点目、最近局地的豪雨による大変な被害が全国各地で起こっておりますが、そ

んな豪雨に見舞われた場合、美濃市は大丈夫なのかについて質問をしたいと思います。

岐阜県がことし7月に実施した県政世論調査では、重要と思う県の施策は何かという問いに、防災対策がトップで55.1%であったということです。

ことしも日本では台風18号の豪雨によって、茨城県常総市を流れる鬼怒川が決壊し、8人が亡くなり、住宅2万棟が被災しました。被害は家屋の流出8棟、床上浸水3,729戸、床下浸水2,264戸に上り、ヘリコプターで救助された人は1,334人、陸上救助は3,089人に上ったということでもあります。

これほど多くの洪水被害をなぜ防げなかったのか。なぜ避難がおくれ、1,300人を超える住民が命の恐怖を感じ、ヘリコプター救助を受け、自動車を水没させてしまったのか。初期対応、特に住民の命・財産を守る避難指示・避難誘導がしっかりしていれば減災ができたのではないかと思います。

美濃市においても、板取川、長良川といった大きな川が流れており、決して人ごとではないと思います。

常総市の場合は、国交省関東地方整備局が9月10日午前1時23分に電話で「避難勧告を出してください」と伝え、その6分後に「避難指示を出してください」と要請したにもかかわらず、常総市の市長はこれらをことごとく聞き流したとしか思えない無対応で長い時間を過ごし、とうとう鬼怒川堤防は12時50分に決壊してしまいました。市が避難指示を出したのはこの25分後であったそうです。

美濃市の場合、このようなことにならないように、避難準備情報、避難勧告、避難指示を的確に発令し、万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

そこで、総務部長に質問いたしますが、避難勧告等を的確に出すための発令基準はどのような数値なのか。

鬼怒川堤防の決壊後は、各市町村では備蓄品を3階より上に移すとか、国が定める避難判断水位に達したら即座に発令するように改めたというところも出てきておりますが、美濃市は今までと変わらないのか質問をいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） それでは、古田豊議員の質問の、避難勧告等を的確に出すための発令基準はどのようなか、また鬼怒川の堤防決壊により見直しをするのかについてお答えします。

避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令の判断基準は、当市において想定される水害と土砂災害について、避難勧告等の判断・伝達マニュアルにおいて定めています。

水害の場合の長良川流域における水位の基準は、板取川との合流地点を境に、上流の洲原地区は郡上市の上田観測所の水位を基準にしており、避難準備情報は、避難判断水位である5.2メートルに達し、さらに水位の上昇が予想される場合です。避難勧告は、氾濫危険水位である6.0メートルに達し、さらに水位の上昇が予想される場合としています。

合流点から下流の美濃、中有知、藍見地区は美濃観測所の水位を基準にしており、避難準

備情報は、避難判断水位である3.8メートルに達し、さらに水位の上昇が予想される場合、避難勧告は、氾濫危険水位である4.2メートルに達し、さらに水位の上昇が予想される場合としております。

水位以外の基準としては、河川管理施設の異常を確認した場合、避難勧告を、異常な漏水の進行等により決壊の恐れが高まった場合や、決壊や越水が生じた場合は避難指示としています。なお、避難勧告は、市内を17の氾濫ブロックに区分けし、それぞれに避難勧告の基準となる氾濫危険水位相当水位を設定し、必要な区域へ適当なタイミングで発令することにしてあります。

板取川や他の河川の流域につきましては、長良川流域の基準を参考に、気象予報や現地の情報等により総合的に判断することにしてあります。

土砂災害の場合の避難準備情報は、大雨警報、土砂災害が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合、避難勧告は、土砂災害警戒情報が発表された場合や土砂災害の前兆現象が発見された場合、避難指示は、土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報の実況で土砂災害警戒情報の判定基準を超過した場合や土砂災害が発生した場合となっております。

次に、避難勧告等発令の判断基準の見直しですが、東日本大震災による教訓を踏まえた災害対策基本法の改正や国のガイドライン、県による氾濫危険水位等の見直し等を受けて、これまで見直しをしてきたところです。本年9月に発生した関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防決壊などにより甚大な被害が生じました。現在、国等において検証がされておりますので、その結果を踏まえ必要な見直しをしてまいります。

なお、避難勧告等の発令につきましては、人命第一に空振りを恐れることなく、さまざまな手段を用いて適切なタイミングで必要な地域に発令し、迅速かつ確実に情報を伝えるように努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。

続いての質問ですが、常総市の場合は避難指示後にも問題があったようで、市は防災無線や広報車を持っています。消防や警察も総力で避難を呼びかけていれば、ショッピングセンターが開店したりせずに、被害を縮小することができたと思われれます。それもできていなかったように思われれます。

平成16年の美濃市の洪水被害のときは、美濃市生櫛の長良川堤防で越水するのを防ごうと、地元の人や地元の自治会役員が総出でスコップを持って土のう積みをしていました。洪水警報が出ている中、消防団員は全員撤退して一人もいない中で、地元の人には同報無線での避難勧告が伝わっていなかったということがあり、もし堤防が決壊していたら大変な事故になっていたと思われれます。

あの2011年3月の東日本大震災のときには、南三陸町防災対策庁舎の女性職員は必死に住民避難を防災マイクで叫び続け、自身が津波の犠牲になりました。住民の命を守る自治体の使命を果たそうとした結果で、使命感と優しい心の持ち主の彼女に感服し、敬意を表し、哀悼の意を表したいと思いますが 美濃市においてはどの地区にも同報無線がございますが、松森・生櫛地区の美濃インター前にあります美濃インター前周辺地区には、すぐ近くに長良川が流れているにもかかわらず同報無線がございません。危険な状態をいち早く地元の人に伝えるために、早急に同報無線の設置をお願いしたいと思いますが、総務部長の答弁をお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 美濃インター前周辺に同報無線を設置できないかについてお答えします。

同報無線は、屋外スピーカーや戸別受信機を介して、行政からの防災情報や行政情報を住民に一齐に伝える無線システムで、気象警報や避難勧告等の伝達に有効な手段であります。

また、国の全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動し、国からの緊急情報については同報無線が自動的に起動し、住民まで瞬時に伝達することができます。

しかし、美濃市の同報無線はアナログ方式で、平成4年から運用を開始しており、親局を市役所に、遠隔制御局を美濃消防署に設置し、屋外子局と有線の孫局を84局設置し、公共施設や避難所等には戸別受信機を設置しております。

平成19年度からは、室内では同報無線の放送が聞き取りにくいということで、放送を受信できる防災ラジオを希望される市民に販売しております。平成24年度にはケーブルテレビのアンテナジャックに防災ラジオをつなぐことで放送を受信できるようにし、平成26年度にはJアラートとの自動起動連携を実施するなど、同報無線と、それを補完する防災ラジオを重要な情報手段としております。

しかし、当市の同報無線は整備から既に23年が経過し、各設備の老朽化が進んでおります。アナログ方式の修理部品等の確保が非常に困難な状況になっていることや、降雨時など気象条件によって聞こえないということから、確実に伝わる新たな情報伝達について、有効性や安定性、コスト面から検討に入ったところで、この結果をもって、市民の安全・安心に資するよう検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とします。

〔9番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 意見を申し上げたいと思います。

美濃市の同報無線は整備から既に23年経過し、老朽化が進んでおり、アナログ方式の修理部品等の確保が非常に困難だということです。新たな情報伝達手段について検討に入ったところだということですが、災害はあしたにでも起こるかもしれません。早急に同報無線をアナログからデジタルに変えるのか、あるいは防災ラジオを全戸に持ってもらえるのか、広報車

を頻繁に繰り出して情報を伝えるのか、あるいは、まだほかによい方法があるのか、早急に対策をとられることを総務部長にお願いしておきます。

次に、建設部長に質問しますが、最近の降雨量は1時間に100ミリメートルを超えるような雨が降ります。板取川や長良川の堤防も補強をしたり、かさ上げをしなければ、局地的な集中豪雨に耐え切れないのではないかと心配されます。

文明が進むほど災害は激烈の度を増します。美濃市では、平成16年の集中豪雨のときでも堤防を越水して大変な被害がありました。東海北陸自動車道の美濃インター前には大型ショッピングセンターやその他のお店や住宅がたくさんでき、ホームセンターも建設される予定になっております。ここで堤防の決壊が起こると大変な被害が出て、ここでの被害は美濃市にとっては大きな影響を与え、機能麻痺が起こると考えられます。

常総市がある関東地方整備局は、鬼怒川に新たに建設する堤防は最大1.4メートルかさ上げする方針を10月19日に決めました。

美濃インター前の長良川の堤防もさらに拡幅したり、かさ上げしたりして、さらに強固な堤防にさせていただいて、美濃インター前のショッピングセンター街や住宅街全体が絶対安全だという地帯にさせていただいて、この地域全体の付加価値を高め、この地区が美濃市の経済や人口増をリードし、ここに住む人たちが安心して商売ができて、大雨が降るたびに不安な気持ちで暮らさなくてもよいような地域にさせていただきたいと思いますが、答弁をいただきたいと思います。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 古田議員の一般質問の1点目、災害発生に備えての対応についての3つ目、生櫛地区の長良川の道塚堤防を補強すべきではないかについてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、ことしの9月に台風18号及び台風から変わった低気圧の影響で茨城県常総市において鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生しました。

当市における水害は、近年では、平成16年10月の台風23号がもたらした豪雨により長良川が氾濫し、上河和地区から生櫛地区の長良川右岸、左岸において床上浸水、道塚堤防の越水など、大変大きな被害が発生いたしました。このときの雨量は、10月19日から21日までの3日間で郡上市におきまして300ミリを超え、美濃市においては10月19日から20日までの2日間で206ミリメートルと大きく降りました。また、小俣川が増水し、そのことによる排水不良により、中濃総合庁舎付近では浸水が発生しております。

御質問の道塚堤防につきましては、これまで県の施行によりまして、昭和50年当時に実施されました堤防拡幅工事、平成26年度の堤防の石積み護岸補強工事及び雑木・竹の伐採、除草が実施されたところであります。

これ以外にも、増水時に水位を下げ、堤防への負担を軽減するため、板取川と長良川の合流点から志摩地内にかけて土砂しゅんせつを随時行い、災害の発生防止に努めているところでございます。

さらに、今年度からは定期的に専門のコンサルタントによる護岸の根入れの状況や、堤防

の変状等の調査が実施されております。その結果、道塚堤防においては護岸の浸食や変状は現在見られておりません。

当市としましては、集中豪雨等による河川の増水、氾濫等の被害から地域住民の皆様を守るため、地元の皆さんの理解と協力をお願いして、河川のしゅんせつ、治水ダム、遊水地の建設等の総合的な治水対策を行うよう国や県に対し強く要望していくとともに、積極的に協力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜り、答弁とさせていただきます。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（太田照彦君） 9 番 古田豊君。

○9 番（古田 豊君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

次に、買い物客など交流人口をふやすために市道の拡幅をする必要があるのではないかについて質問したいと思います。

岐阜県が7月に実施した県政世論調査では、岐阜県に住み続けたいと答えた割合は75.6%と大変高い割合で、大変環境のよい岐阜県であることに誇りを持ちたいと思います。高い理由は、複数回答ですが、「食事・買い物が便利」が56%、「自然が豊か」と「災害が少ない」が各45.9%で、一方、住みにくいと感ずる点は、「交通の便がよくない」が60.4%と最も高く、次いで、「食事・買い物が不便」の55%であったということでもあります。

美濃市の場合も、地域によって食事・買い物が便利と不便に分かれるわけですが、食事や買い物が不便と言われる地域から、美濃市の中心市街地へ簡単に買い物や娯楽に来られるように乗り合いタクシーなどの制度をさらに充実させていくことはもちろんですが、他市からも美濃市へ来て買い物や娯楽を楽しんでいただき、そして、交流人口をふやし、美濃市の経済の発展にも力を入れていく政策をとるべきではないかと思ひます。

美濃市では、「住みたいまち・訪れたいまち・夢かなうまち」を目標にして、地方創生に努力をしているわけですが、人口増対策や地方経済の発展を考えると、もっともつとついろいろなお店ができたり、工場ができたり、アパートができたり、住宅ができたりするとよいなと思ひているわけですが、土地の所有者は、農業を続けていくにも採算が合わないし、耕作放棄地にしておくと固定資産税を値上げするといううわさもあるし、相続するとたくさんの相続税を支払わなければならないし、本当は農業や地場産業で生活が成り立っていくのが一番よいと思ひわけですが、国の方針はグローバル企業や大企業優先で、農業や地場産業は衰退産業にさせられてしまっているのだから、いっそのこと、自分の持っている土地や建物を売ったり貸したりしたいと思ひおられる方がふえてきました。テナントなどを募集しますと、お客さんが見にきます。美濃市は高速道路のインターチェンジもあるし、国道も通っているし、県道もあるし、自然環境もすばらしいのだけれども、残念ながら人口が2万1,000人しかいないのでは商売をしても採算がとれないと言われます。人口をふやす方法があれば一番よいのですが、なかなか特効薬がないとなれば、周辺の市町村から美濃市へ足を運んでもらう方法を考えるより仕方がないのではないかと思ひます。

かつて県道富加・美濃線は、関市の部分は立派な2車線道路になっているのに、美濃市へ入ると途端に1車線の細い道路になってしまい、不満と失笑が長い間渦巻いておりましたが、立派な県道富加・美濃線が完成したら、途端に通行量がふえ、今ではラッシュ時間帯には大渋滞になるほどになってまいりました。

松森から関市小野へ抜ける市道松森・小野線という道路がありますが、この道路も以前の県道富加・美濃線と同じように、関市の部分は8メートルから15メートルほどの道路ができて、快適に通行できるわけですが、美濃市へ入ると途端に2メートルほどの狭い道になってしまいます。したがって、車同士がすれ違いができないので、今はほとんど車が通りません。

この道は、関市小野を初め、関市神野、富野、富之保、下之保、中之保、あるいは美濃加茂市伊深町などからも美濃市へ来るには相当の近道になります。関市や美濃加茂市伊深町の人たちは、今は関市の中心市街地や美濃加茂市の中心市街地へ買い物に行っておられますが、この道を拡幅して立派な道路にすれば、必ず関市や美濃加茂市伊深町などからの買い物客や娯楽客や通勤客が、あの県道富加・美濃線が拡幅されて大幅に通行量がふえたように、美濃市へ来る人がふえますので、ぜひ拡幅をして美濃市の交流人口増と美濃市の経済の発展のために努力をしていただきたいと思います。

道路は、岐阜や名古屋や京都や大阪へ行く幹線道路も必要ですが、美濃市の活性化のためには、大型スーパーやホームセンターなどが少ない地区から、各種のお店がある美濃インター前や美濃市の中心市街地へスムーズに来られるように市道の拡幅をして、集客を図ることが重要かと思います。この市道が拡幅されて、他市から毎日の買い物客や娯楽客や通勤客がふえれば、必ずや美濃市のにぎわいが戻ってまいりますので、ぜひ最優先に取り組んでいただきたい。費用もたくさんかかると思いますので、一部は区画整理事業で行うとか、知恵を絞って実現をさせていただきたいと思いますので、建設部長の答弁をお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 古田議員の一般質問の2点目、市道松森・小野線について、近隣市町からの交流人口をふやすため、市道松森・小野線の拡幅を区画整理事業と絡めて実現をする必要があるのではないかについてお答えいたします。

平成24年第7回の定例会におきましても答弁をさせていただいておりますが、道路はあらゆる社会活動を支える根本的な社会資本であり、その整備は地域活力の向上、そして災害時の避難・救援路として市民の安全・安心な暮らしを守るため欠くことのできない重要な社会基盤であります。

また、美濃インターチェンジ付近は土地区画整理事業が完了し、住宅が建ち並ぶとともに、大型スーパー等が開業しており、来年にはホームセンターも開業予定でございます。今後は当地域が商業集積地として美濃市の中心となると考えられることから、他の市町からの客も増加が見込まれるため、道路整備が必要と考えております。

さて、御質問をいただきました道路は、県道富加・美濃線の松森地内から県道神野・美濃線の関市富野地内を結ぶ道路で総延長約2.9キロメートル、通称ひのき峠を境に美濃市と関

市に分かれております。美濃市側は市道松森・小野線で延長約1.7キロメートル、幅員は約3メートルで、すれ違いの困難な場所があります。

また、関市側におきましては、近年、本道路延長約1.2キロメートルのうち、約0.9キロメートルを美濃建設業協同組合によりまして、公共工事から発生した残土で農地がかさ上げされたことにより、道路幅員が5メートルから、部分的には10メートル以上となりました。しかし、残りの0.3キロメートルは幅員が3メートル以下の狭小のままの道路となっております。

こうした中、一部の地権者から赤谷地区の土地区画整理事業の声が上がっており、議員のお力をおかりしながら、市としましては、その事業の中で市道松森・小野線の拡幅を含めた土地利用ができないかと考えております。

残りの山間部区間につきましては、現在の状況では市の単独事業となり、財政上も、また未登記区間及び道路形態上の問題もございまして、困難であると考えますので、御理解を賜り、答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 意見を申し上げて、終わりたいと思います。

まずはこの地区の区画整理事業を行って、残りの山間部地区においては困難だと言っておらずに、困難を可能にする知恵を働かせて、美濃市の人口増と活性化に努力するべきだと思いますので、ぜひよろしく願いをしておきます。

また、せっかくインター前区画整理組合が誘致した大型スーパーや、市長がトップセールスで誘致したホームセンターや、これからお店をつくらうとしてみえる業者さんも、人口減少による売上げの減少から、撤退するということになってしまわないように、ぜひ松森・小野線の拡幅をお願いしたいと思います。

皆さんにもぜひこの道路を見学してきていただきたいと思います。建設部長にも見ていただいたと思います。関市の部分の道路は大変広くて快適ですが、美濃市へ入ると途端に暗く狭い道路になってしまいます。美濃市民としても寂しさを感じるわけですので、隣の市との歴然とした違いの道路を見て、悲しい思いをしなくてもよいように、この道路は拡幅をするべきだと思いますので、強く要望をして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 次に、4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 皆さん、こんにちは。

最後になりましたが、きょうは1点についてのみ質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、その質問なんです、市民による「健幸な美濃（まち）づくり」についての質問であります。

私たちが直面している長寿社会というのは、超高齢化、そして人口減少、しかも出生率1.4という、実に先が見えにくい複雑な社会的背景にあります。高齢者は健康で経済的にも



自立し、生きがいを持って暮らしていくことが何より求められています。健康で生き生き、元気な人生を送るためには、お互いに触れ合い、支え合っている環境づくりが望まれます。

先日、産業祭で健康フェアが開催されました。後日、60代の方から、「健康年齢測定、あれはよかった。自分に自信が持てた」とうれしそうにわざわざ話しかけてこられました。一瞬なぜだろうと思いました。というのも、自分は参加できなかったのですが、確かな根拠とは言えませんが、1つは、健康の度合いが可視化できたり数値化できたりして、感覚的な捉え方とは違う形で結果の取得ができたからかと想像しました。

年齢を重ねていくと、何事ももう歳だから仕方がないと諦めてしまう傾向があります。しかし、たとえ老齢であっても、きっかけさえあれば何かしてみようという意欲になり、自信が持てれば、継続することを通して生きがいになっていきます。目標を掲げて自助努力し、仲間の励ましを支えに頑張れる自分づくりこそ、今求められる環境づくりそのものと言えます。

そこで、1つ目の質問です。

これまでの長寿・健康促進事業、縁側コミュニティ事業で見えてきたことは何か。

平成27年度から平成29年度の3カ年計画である美濃市高齢者福祉計画の課題として3点上げられています。

1つ、介護予防と重度化予防策の充実、2つ、在宅医療・介護の推進、3つ、地域への参加、地域とのつながりの大切さを啓発する。中でも、特に3の地域への参加、地域とのつながりの大切さを啓発するは、1の介護予防と重度化予防策の充実につながる大切な柱と言えます。参加体制の工夫、地域とのつながりなど、これまでの取り組みから得られたことを分析し、より多くの高齢者への働きかけ、一人でも多く参加者がふえれば、課題解決に迫る結果が得られると思います。

これまでに長寿・健康促進事業では、運動、健康体操、各種講座、口腔体操、レクリエーション活動、脳トレーニングと多岐にわたって実施されてきました。回数も多く、確かな成果が残せたと思われまます。

また、縁側コミュニティ事業は、市内でも地区によっては地形や人口、年齢構成などに違いがあります。この事業はボランティアの働きによって支えられ、参加者は地域のいろいろな人とお茶を飲みながら触れ合いを楽しまれていると聞きます。この2つの事業のこれまでの実施によって、どんな成果や課題が見えてきたかをお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） それでは、永田議員の質問、市民による「健幸な美濃（まち）づくり」についての1つ目、これまでの長寿・健康促進事業、縁側コミュニティ事業で見えてきたことは何かについてお答えをさせていただきます。

今日の日本の長寿社会は、長年、国・県・市町村挙げて取り組んできた結果、世界一の長寿国となりました。

市としては、健康で長生きをしてもらえるよう、高齢者学級梅山大学」、シニアクラブ、公民館活動、自主グループ活動などが活発に行われ、健康年齢向上に努めているところでございます。

御質問の長寿・健康促進事業につきましては、多くが法律や政令により過去から進められてきていますが、特に最近では健康で長生きをしていただくための施策として、外出する機会をつくることにより、介護予防や認知症予防を目的に、体操や脳トレゲーム、専門家による介護相談などをいきがいデイサービスとして行っています。

現在、いきがいデイサービスは、NPO法人やまびこ、紙のふるさとふれあいセンターで実施しています。平成23年度は、事業が年度の途中からでしたが、延べ563人、平成24年度は延べ1,656人、平成25年度は延べ1,826人、平成26年度は延べ1,933人で、本年度は延べ2,000人余の参加者が見込まれます。事業開始以来、参加者が年々増加をしています。

参加者の中には、この事業に参加するようになり、しっかり歩けるようになったり、閉じこもりによる鬱状態の予防、バランスのよい食事をする事で、低栄養の予防であったり、人と触れ合い、折り紙・手芸をすることで生きがいづくりにもなっています。

縁側コミュニティ推進事業については、基本的に健康長寿社会を目指すものは同じであります。対象者は子供から高齢者まで身近な地域の住民が気軽に集い、交流できる場所で、今は週1回程度ですが、この事業は毎日開催したいと考えています。

特に大矢田地区では保育園児も参加して行われるなごみカフェや、洲原地区では個人の方が自宅で開設されています。また、片知地区では、生涯学習センターを活用して、地域の方が地域の学園として実施をされているなど、地域で行っているので、地域とのつながりができ、お互いの見守りの役目にもつながっています。

これらの事業を推進していく上で、健康・介護・認知症について本人みずから積極的に長寿・健康促進事業に参加していただくとともに、認知症については家族が早く気づくことができることを知っていただくこと、縁側コミュニティ事業を安定的に運営するための方法が課題であると考えています。

[4番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） いろいろ具体的な様子について知ることができました。

長寿・健康促進事業のこの4年間の参加者の推移から、市民の意欲の向上が確認できました。

また、縁側コミュニティ事業においては、特に片知地区の地域の学園ですとか、大矢田のなごみカフェなど、行政主導の活動で終わるのではなく、市民の推進力を行政が後押しするという形で進められている。これぞ、美濃市だからこそできるすばらしい取り組みだと私は思いました。さらに、今後も地域の底力になる人たちの新たな発掘、それから地域住民の参加によって、高齢者の生きがいづくり、支え合いによる環境づくりになると確信しました。

課題じゃないんですが、健康・介護、認知症についての理解、あるいは認知症の早期発見

のため、一人でも多く参加してもらおう。そのためには、参加によって得られた成果について、参加者の生の声を活用して広報していく。体験をお隣さんにも話しかけてもらい、誘い合っ  
て参加できるような、そんな楽しさを広げる運動を展開していったらどうでしょうか。

また、毎日の開催を理想と考えているとありました。それを目指すためには、場所、人間、  
人材が求められます。地域には歩いていける集会場があります。ここを活用すれば、この事  
業がより身近になり、つながる意識も広がるはずです。主催者と参加者の一体化が進めば、  
縁側コミュニティ事業では気楽に参加する雰囲気が広がるものと思われま。実現に向けて  
の試行錯誤も出てくると思いますが、大いに期待しております。

いずれにしてもここまで成果をおさめてきた事業ですから、地域の知恵をまず出してもら  
うことが共助につながると思います。今後の事業展開を見守っていきます。

さて、2つ目の質問です。美濃市高齢者福祉計画で上げられた課題解決に対しての施策は  
どのようなかです。

今後、安心して暮らしていくためには、市民一人一人が、行政が何でもやってくれるとい  
う消極的かつ無責任な思いは通じないことを自覚しなければなりません。国の福祉事業に対  
するここ数年の動きを見ても、例えば2015年の国家予算で、消費増税分を全て社会保障に充  
てるとしていながら、消費増税分のうち、社会保障の充実に充てられるのはわずか16%だ  
という捉え方もなされています。

国の方針のもと、美濃市の介護保険サービスの利用状況は、国や県の居宅サービス、施設  
サービスの受給率が平均より高い状態にあると分析されています。

このことから推測しても、これからの高齢社会は安易に施設があるからいざ動けなくな  
ったら入所すればいいという思いは抱けない事態が待ち受けています。

そこで、美濃市高齢者福祉計画で上げられた課題解決について、どのような施策で対応さ  
れているかお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 永田議員の御質問の課題解決に向けての施策は  
どうかということでございますけれども、課題は4つあるかと思えます。市民の皆さんが積  
極的に病気を知っていただくこと。健康フェアや各種セミナーなどでの体験を通じて、健  
康・介護・認知症を知っていただくこと。認知症については、本人以外、家族の方が意識を  
持ってもらうために、広報とか体験を通じて参加意識を高める必要があると考えています。  
楽しみながら生きがいを持って参加できるよう、一定の受益者負担も考慮しながら、安定的  
な運営ができるシステムを構築する必要があると考えています。

また、地方創生のプロジェクト健康年齢5歳UP事業を新年度以降進めてまいりたいと考  
えています。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） よくわかりました。

住みなれた場所でいつまでも生き生きと暮らすための介護保険の活用、国は在宅医療・介護の方向で進めています。なおのこと、地域への参加、地域とのつながりの大切さの啓発が重要になってきます。潜在的にある市民力ですとか、各地域の特徴を絡ませて、課題の解決に向けた協力体制をつくれるように、あらゆる場面で広報していくことをお願いします。

次は3つ目の質問です。認知症予防に対する施策はどのようなかについてであります。

さきの9月議会でも取り上げられて、答弁をいただき、自分なりに理解しております。早期発見・早期対応が悪化を防ぐ大切な糸口になるとも理解しております。

美濃市高齢者福祉計画書でも、今後の3年間の見込みが示されていますが、実際はかなり多くなるのではないかと危惧します。予想される認定数はどのくらいでしょうか。また、できる限りその数を抑えていくための施策はどのようなか。さらにもう1つ、在宅での生活が困難になった場合はどのようなかについてお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 認知症予防に対する施策はどのようなかという御質問ですけれども、今後、高齢者の増加に伴いまして、認知症は大きな課題となっています。

現在、美濃市では、認知症への理解を深めるために、地域包括支援センターが中心になり、認知症とはどういう病気かを知ってもらうための研修を行っています。研修により認知症について理解をしていただくことで、認知症に対する偏見をなくしたり、どこかで認知症らしき人を見かけたら、知らん顔をせず、声かけを行ってもらうことで手助けができたり、行方不明になることを予防できると考えています。

次に、認知症にかからないための対策として、脳の健康教室を市内6カ所で開催しております。その教室は、いわゆる簡単な読み・書き・計算を行うものですが、単に読み・書き・計算を行うだけでなく、集まって行うことで出かける機会をつくり、体操を行ったり、他の人と交流することにより、継続的に脳のトレーニングを行うことで認知症の予防に努めています。

さらに、来年度、岐阜県で開催される全国レクリエーション大会の種目としてオレンジビクス体操が加わり、美濃市で開催されることになりました。

このオレンジビクス体操は、専門的ADL、日常生活動作体操と言いますけれども、認知症予防体操の1つです。

今年は、プレ大会として、10月25日に武義高校の体育館をお借りして開催をしました。来年9月には本大会が同じ武義高校の体育館をお借りして実施されます。今後は大会を契機に美濃市全体に広げ、予防の推進に努めてまいります。

さらに認知症の早期発見と、早目に受診、認知症の鑑別診断が必要です。軽度のうちに発見することで重度になることを予防することができます。また、脳血管性の認知症やレビー小体型認知症、慢性硬膜下血腫等発見することが必要です。こうした情報を市民に伝えながら、認知症予防を進めていきたいと考えています。

次に、認知症疾患数については、加齢に伴う記憶障害もあり、認知症として正確に把握

することはできませんが、厚生労働省が発表しています推計数値では、65歳以上の高齢者のうち約15%と推計をしています。これを美濃市に当てはめると、本年10月末現在の65歳以上の人口が6,825人であることから、1,000人余りと推計がされます。

また、認知症患者の受け皿については、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、いわゆる老健と言われるものです。それにグループホーム等となっています。

特別養護老人ホームは、市内2カ所を含め、近隣の市町に59カ所あります。入所定員数は3,800人となっています。

介護老人保健施設（老健）につきましては市内にはございませんが、近隣の市町に34カ所で定員は2,796人です。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護施設）は、居住地要件がありますので、市内に現在3カ所、定員45人の施設があります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 3点の対策を上げていただきました。それでもって安心してはいけな。やっぱり自分自身で努力をしていくということが求められていることもよくわかりました。

また、人数の把握については推定でしかできないことは当然かと思えます。

結果を知る怖さが受診を遠ざけていることは明らかです。それほどに誰しもがかかりたくない病気であることに気づかされました。症状によっては、家族であっても気づかずに生活している場合もあれば、どうしても対応できずに、つらい思いで入所を余儀なくさせられている場合もあります。高齢者が予防のための努力をすることと、一方ではサポート体制の整備が急がれます。特に地域においては、毎日の生活場面での隣人同士の呼びかけ、見守りが気づきの鍵になっていきます。

高齢化社会では、地域や家庭の機能の高め合い、あるいはみんなで支え合う地域づくりが問われます。市内各地域で地域のきずな力ができつつある地域もあります。先進している地域からその秘訣を学び、生かすことも美濃市だからこそできる方向づけかと思いました。

答弁にありましたように、誰でもかかり得る病気であるということを知り、そのための予防が必要であることを市民の一人一人が認識できるように、地域の集会の場などを活用して、周知活動を継続し展開していただくようお願いいたします。

最後、4つ目の質問に移ります。市民が主体となって、健康づくりに取り組んでいる実態についてです。

誰でもそうですが、誰かから言われて行うということは、一定期間できるものですが、さあ長続きをさせようとするとはよほどの意欲と関心が高くないとできません。

長寿・健康促進事業の中にも、各種健康体操、口腔体操、脳トレーニングなどが組み込まれていました。継続できれば、すばらしい健康維持につながります。

市内には、言われて行うのではなく、自分たちで運営し、健康づくりに取り組んでいるグ

グループがあると聞きましたが、市が把握しておられれば、実態はどのようなか教えてください。お願いします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 市民主体となって健康づくりに取り組んでいる実態はどのようなかということでございます。

現在、美濃市内には、スポーツを中心として活動しているグループは、健康体操、グラウンドゴルフ、ラジオ体操、ヨガ、ゲートボール、卓球、3B体操等の会がございます。また、文科系の活動として、フラダンス、囲碁、将棋、大正琴、踊り、和紙太鼓、ちぎり絵、それから梅山大学等、全てで125の会がございます。

これらの多くの活動は、社会福祉協議会、あるいはNPO、自主グループ、市等が主催して実施された教室終了後、自主的に継続発生した会も多く含まれ、中にはほぼ毎日開催されている会もございます。

また、それぞれの開催場所は参加者が参加しやすい場所が多く、例えば中央公民館、地区の集会場、地域ふれあいセンターなどで行われています。

スポーツや文化活動を通じて市民の皆さんが健康になっていただくために今後も支援をしてまいりたいと考えていますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 125という数に大変驚かされました。そこまで多いとは予想もしておりませんでした。今、文科系、そしてスポーツ系というふうに分けて答弁いただきましたので、なおのこと驚きでした。

やはり何かきっかけがあれば、その後の動機づけにつながるということがこれでよくわかります。何年前にも議会で紹介されているので、既に御存じの方も多いかと思うんですが、やまびこを借りて、今のこのパターンで、何年も前から取り組んでいるグループがあると聞いて訪問し、自分もその運動に参加して、内容を経験させてもらいました。

一部その実態を紹介しますと、会員の平均年齢は77歳、週に2回の教室会員数は42名ほどでした。半数ごとで曜日を決めて取り組んでいます。会費は月額1,000円、先ほど一部受益者負担と答弁の中でしたが、この方たちは自分たちだけで、市のいろんな補助を受けなくて、月額1,000円です。ひもを使ったり、ボールを利用したりして、バックグラウンドミュージックを聞いて、ともに運動が無理なく進んでいきます。休憩を挟みながら、途中の水分補給もしっかり行われていました。認知症予防の目的で手話を取り入れた歌や、単に合唱するなどして2時間があっという間に経過していきました。メニューはまだあります。口腔体操も取り入れてありました。仲間が集まり、できなくても笑われることなく自分の体の状態を知って参加できる集まり、こういう集まりは意欲づけにはぴったりだと思いました。

主催者に伺ったところ、9年目を迎えていると言われます。インターネットで材料を見つけ、徐々に膨らませて、今日に至っていると言われました。きっかけはやはり、先ほどの答

弁の中にありましたように、市が主催した健康教室だったようです。

このことから言えるように、市としての今日の取り組みも将来的には必ず、例えば10年後、何らかの形で発展していくと思います。そのほかにも、松森のシニアクラブがこの教室から新たに生まれて、同様に健康体操を行っているということなんです。

最後に、家庭や地域でできることに積極的に取り組む市民意識を高めていくことこそ、介護予防につながる強い力になると思います。この意識の広がりや広報を今後も大いに期待して、私の質問を終わります。触れ合い、支え合って、「健やかに幸せ広がる健幸な美濃（まち）づくり」を強く願ってやみません。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（太田照彦君） ただいま議題となっている議第61号から議第75号までの15案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は12月15日午前10時から、民生教育常任委員会は12月16日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから12月20日までの10日間休会いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから12月20日までの10日間休会することに決定いたしました。

---

### 散会の宣告

○議長（太田照彦君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月21日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時53分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月10日

美濃市議会議長                      太   田   照   彦

署 名 議 員                      古   田   秀   文

署 名 議 員                      岡   部   忠   敏





平成27年12月21日

平成27年第5回美濃市議会定例会会議録（第3号）

## 議 事 日 程 (第 3 号)

平成27年12月21日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第61号 平成27年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 3 議第62号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議第63号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第64号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第65号 平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議第66号 平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第67号 平成27年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議第68号 平成27年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第10 議第69号 美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 第11 議第70号 移住定住・交流促進住宅の設置及び管理に関する条例について
- 第12 議第71号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第13 議第72号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第73号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第74号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第75号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第16までの各事件

(追加日程)

市議第 7 号 TPP と地方創生への万全な国内対策を求める意見書

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

## 説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	市原英樹君
教育長	樋口宜直君	総務部長	堀部勉君
民生部長 (福祉事務所長)	古田和彦君	産業振興部長	林信一君
建設部長	辻隆男君	会計管理者兼 会計課長	島田利克君
教育次長	古田俊彦君	美濃病院事務局長 兼管理課長	柴田徳美君
建設部参事兼 土木課長	須田剛史君	参事兼秘書課長	市原俊美君
総務課長	澤村浩君		

---

## 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野一彦	議会事務局 次長	武井誠
議会事務局主査 兼議事調査係長	加藤広安		

## 開議の宣告

○議長（太田照彦君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（太田照彦君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田照彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 辻文男君、8番 庄司義廣君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第61号から第16 議第75号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（太田照彦君） 日程第2、議第61号から日程第16、議第75号までの15案件を一括して議題といたします。

これから、15案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○総務産業建設常任委員会委員長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月15日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第61号 平成27年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第63号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第65号 平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号 平成27年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第69号 美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを

議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第70号 移住定住・交流促進住宅の設置及び管理に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第71号 美濃市税条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第74号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（太田照彦君） 次に、民生教育常任委員会委員長 庄司義廣君。

○民生教育常任委員会委員長（庄司義廣君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月16日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に、議第61号 平成27年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第62号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第66号 平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第67号 平成27年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第72号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてを

議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（太田照彦君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第61号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第61号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第62号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第62号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第63号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第63号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第64号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第64号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第65号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第65号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第66号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第66号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第67号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第67号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第68号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第68号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第69号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第69号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第70号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第70号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第71号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第71号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第72号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。



〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第72号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第73号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第73号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第74号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第74号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第75号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第75号は委員長報告のとおり可決いたしました。

ここで追加議案の提出がありましたので、議案を配付いたさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（太田照彦君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第7号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 市議第7号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（太田照彦君） 市議第7号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第7号について、13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） それでは、ただいま追加上程になりました市議第7号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読いたしまして、説明といたします。

それでは、お手元の議案集の2ページをお開きください。

TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書。

T P P（環太平洋経済連携協定）交渉における閣僚会議は、10月5日に大筋合意を発表した。

今回の交渉の大筋合意により、世界の国内総生産合計の4割近くを占め約8億人の人口を抱える巨大経済圏がアジア太平洋地域に誕生することになり、貿易や投資を成長エンジンとしてきた我が国の経済を底上げすることも期待されている。

しかしながら、農林水産分野の重要5品目のうち、米については、関税を維持したものの米国及び豪州に対する無関税輸入枠を設けるほか、牛肉・豚肉、乳製品においては、関税の撤廃もしくは段階的な引き下げが行われ、5品目以外についてもその大半が関税撤廃されることで安価な外国産農産物の輸入が国内の農業生産に打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。

また、交渉内容について政府から情報開示と11月25日にT P P政策大綱が公表はされたが、農業者の不安は消えてはいない。今後、生産現場や国民が抱える根強い不安や疑念と真摯に向き合う姿勢が必要である。

よって、国においては、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに地方経済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し、新たな対策について速やかに検討することを強く求める。

また、地方創生について農業戦略を取り入れることもあわせて地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月21日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、内閣官房長官でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 以上で説明は終わりました。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

---

再開 午前10時24分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

市議第7号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、市議第7号は原案のとおり可決いたしました。

---

### 閉会の宣告

○議長（太田照彦君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議されました案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、平成27年第5回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時26分

---

### 市長挨拶

○議長（太田照彦君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第5回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成27年度美濃市補正予算を初めとする16件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただきました。まことにありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力をしております。

また、去る12月13日から18日まで、議会中ではございましたが、議員の皆様のご理解をいただき、イタリア、ローマ並びにアマルフィ市を訪問させていただきました。12月15日には、ローマの国際連合食糧農業機関（FAO）本部におきまして、岐阜県を初め長良川流域の関係団体で申請をしておりました「清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり～」が、世界農業遺産として認定をされました。私も岐阜県知事や関係者の皆様とともに、岐阜県チームとしてプレゼンを行ってまいりました。決定の瞬間は、関係者とともに喜びを分かち合

うとともに、大きな感動とともに重責を強く感じたところでございます。

また、こういったことにつきましては、ほっとしたところでもございました。また、美濃市が交流をしておりますアマルフィ市にも引き続きましてお邪魔をしました。新しい市長さんは、まだ31歳ということで非常に若い方でございまして、まだこれからだなというふうな思いはありましたけれども、お話をさせていただきまして、もっと民間の交流を推進したいねという話とか、若い世代の交流をやりたいです。また、その前提としては、歴史とか文化と、こういったものをお互いに尊重し合うものとして交流をしていきたいということで、この美濃市との交流は引き続きやりたいと、こういう強い意志を申されました。私もそれについては賛同し、今後さらなる交流につきまして、お互いに意見交換をしましょうということで別れてまいりました。

それと、昨年、アマルフィ市の皆さんは美濃市においでいただきましたので、そのお礼の言葉と感謝を申し上げてまいりました。夜には、多くの皆様が参加をいただきまして、パーティーの中でいろんなお話をさせていただきまして、大変有意義な交流ができたというふうにご考えております。

また美濃市では、「本美濃紙」「曾代用水」、そして「清流長良川の鮎」と3つの世界遺産を有する歴史・文化・伝統のまちとなることができました。今後は、これらの保存・継承はもちろんでありますけれども、地方創生への新たな取り組みとして、これらの地域資源を最大限に活用し地域の活性化につなげてまいりますので、議員各位を初め市民の皆様のご支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、平成27年も残すところあとわずかとなりました。皆様には、この1年間、市政伸展のため御協力と御活躍を賜り、まことにありがとうございました。年の瀬も迫り、何かと心せわしくなりますが、寒さも一段と厳しくなっております。議員各位には、なお一層御自愛いただき、市民の皆様とともに健康で輝かしい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 本定例会には、平成27年度美濃市一般会計補正予算を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本年も残すところわずかになりましたが、年末年始を事故等に御注意くださいます。輝かしい新年をお迎えになりますよう祈念申し上げます。閉会といたします。

本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月21日

美濃市議会議長                    太   田   照   彦

署 名 議 員                    辻            文   男

署 名 議 員                    庄   司   義   廣

## 総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第61号	平成27年度美濃市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議第63号	平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第64号	平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第65号	平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第68号	平成27年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議第69号	美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について	原案可決
議第70号	移住定住・交流促進住宅の設置及び管理に関する条例について	原案可決
議第71号	美濃市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議第73号	美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第74号	美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成27年12月15日

総務産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫

美濃市議会議長 太田照彦様

---

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第61号	平成27年度美濃市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議第62号	平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第66号	平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第67号	平成27年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議第72号	美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第75号	岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について	原案可決

平成27年12月16日

民生教育常任委員会委員長 庄 司 義 廣

美濃市議会議長 太 田 照 彦 様